

「倉敷市男女共同参画基本計画（素案）」の パブリックコメント集約結果

「倉敷市男女共同参画基本計画（素案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数

0人 0件

2 意見を募集した案件

意見募集時の公開資料

- ・第三次倉敷市男女共同参画基本計画（素案）
- ・パブリックコメント意見書
- ・【参考】倉敷市第二次男女共同参画基本計画

3 今後の予定

倉敷市男女共同参画審議会での審議を経て、施行します。

4 参考

意見募集期間 平成27年11月7日（土）～12月6日（日）

(担当課)

倉敷市市民局人権政策部男女共同参画課

パブリックコメント要約版

1 案件名
倉敷市男女共同参画基本計画(素案)について
2 募集期間
平成27年11月7日(土)～平成27年12月6日(日)
3 趣旨
<p>「男女共同参画社会基本法」では、市町村に対して同法第14条第3項において、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を策定するよう努めなければならないとし、基本計画の策定を努力義務としています。</p> <p>倉敷市では、倉敷市男女共同参画条例(平成13年4月1日施行)に男女共同参画基本計画の策定を義務づけ、市民一人ひとりが人間らしく豊かさを実感できる男女共同参画社会の実現をめざして、平成13年度から平成22年度を計画期間とする「くらしき男女共同参画プラン」を、そして、平成23年度から平成27年度を計画期間とする「くらしきハーモニープラン～第二次倉敷市男女共同参画基本計画～」を策定し、施策を推進してきました。</p> <p>その間、男女共同参画社会実現のための慣習やしきたりに対する意識改善や子育てのための支援体制の充実等について、一定の成果をあげている一方で、政策・方針決定過程への男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進については課題を残しています。</p> <p>また、マタニティハラスメント、防災、まちづくり、LGBT等の性的志向や性別違和など新たな分野への取組が求められており従来の施策に加え、さまざまな施策を推進しなければならない状況です。</p> <p>こうした現状を踏まえて、これまでの取組を継承しつつ、社会情勢の変化などから生じている新たな課題に対応するため、「くらしきハーモニープラン～第三次倉敷市男女共同参画基本計画～」を策定するにあたって、市民の皆様の御意見を募集します。</p>
4 資料閲覧場所
男女共同参画課 情報公開室 児島・水島・玉島支所総務課 真備支所市民課 庄・茶屋町・船穂支所
5 提出方法
(1)窓口への提出 ・提出先 上記「4 資料閲覧場所」まで ・提出時間 土曜・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分
(2)郵送 ・郵送先 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 男女共同参画課 ※ 必着
(3)FAX:086-426-0990
(4)Eメール:gndeql@city.kurashiki.okayama.jp
6 問合せ先
市民局 人権政策部 男女共同参画課 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 本庁2階 TEL;086-426-3105 FAX;086-426-0990 アドレス;gndeql@city.kurashiki.okayama.jp

くらしきハーモニープラン
～第三次倉敷市男女共同参画基本計画～
(平成 28 年度～平成 32 年度)

素 案

倉 敷 市
平成 年 月

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 策定の背景	2
（1）世界の動き	2
（2）国の動き	2
（3）岡山県の動き	4
（4）倉敷市の取組	5
3 計画の性格と位置づけ	7
4 計画の期間	8
5 計画の策定体制	8
6 計画策定の必要性	9
第2章 倉敷市の男女共同参画の状況	11
1 人口・世帯の状況	11
2 婚姻・離婚の状況	15
3 福祉等の状況	16
4 就業の状況	17
5 審議会等委員への女性の登用状況	20
6 市役所の状況	20
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 計画の基本理念（めざす将来像）	21
2 第三次ハーモニープランで強調した視点	22
（1）「女性の活躍推進」と「働き方改革」	22
（2）男性にとっての男女共同参画	23
（3）女性に対するあらゆる暴力の根絶	23
（4）さまざまな困難な状況にある人々への対応	24
（5）男女共同参画の視点に立った防災への対応	24
3 計画の基本目標	26
基本目標Ⅰ 男女がいきいきと活躍する社会を創る	26
基本目標Ⅱ 男女平等と共同参画を実現する基盤を創る	26
基本目標Ⅲ 安心して暮らせる生活環境を創る	27
基本目標Ⅳ 男女間のあるあらゆる暴力を防止する社会を創る	27
4 計画の体系	28

第4章 計画の内容	30
基本目標Ⅰ 男女がいきいきと活躍する社会を創る（女性活躍推進計画）	30
重点目標1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	30
重点目標2 働く場における男女共同参画の促進	36
重点目標3 家庭，地域社会における男女共同参画の促進	43
重点目標4 政策・方針決定過程への女性の参画促進	49
基本目標Ⅱ 男女平等と共同参画を実現する基盤を創る	54
重点目標5 男女平等と共同参画の意識の浸透	54
重点目標6 男女平等の視点に立った人権の尊重	60
基本目標Ⅲ 安心して暮らせる生活環境を創る	64
重点目標7 生涯を通じた女性の健康支援	64
重点目標8 困難を抱える人々への支援	68
基本目標Ⅳ 男女間のあらゆる暴力を防止する社会を創る（DV防止計画）	73
重点目標9 男女間のあらゆる暴力の根絶と被害者支援	73
第5章 計画の推進と推進体制の整備	79
1 プランの進行管理と評価の実施	79
2 庁内推進体制の充実	80
3 市民，事業者等との連携の推進	80
4 国，県，他都市との連携及び協力	81
5 男女共同参画推進センターの充実	81

1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会^{※1}の実現を、21世紀における最重要課題として位置づけています。市町村に対しては同法第14条第3項において、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を策定するよう努めなければならないとし、基本計画の策定を努力義務としています。

このことを踏まえ、倉敷市では、倉敷市男女共同参画条例（平成13年4月1日施行）に男女共同参画基本計画の策定を義務づけ、市民一人ひとりが人間らしく豊かさを実感できる男女共同参画社会の実現をめざして、平成13年度から平成22年度を計画期間とする「くらしき男女共同参画プラン」を、そして、平成23年度から平成27年度を計画期間とする「くらしきハーモニープラン～第二次倉敷市男女共同参画基本計画～」(以下、「第二次ハーモニープラン」という。)を策定し、施策を推進してきました。

計画の策定から15年を経過した中で、男女共同参画社会実現のための慣習やしきたりに対する意識改善や子育てのための支援体制の充実等について、一定の成果をあげています。その一方で、政策・方針決定過程への男女共同参画やワーク・ライフ・バランス^{※2}（仕事と生活の調和）の推進については課題を残しています。その背景として固定的性別役割分担の意識が根強く残っている状況があります。

また、セクシュアル・ハラスメント^{※3}、マタニティ・ハラスメント^{※4}、セクシュアル・マイノリティ^{※5}、防災、まちづくりなど新たな分野への取組が求められており従来の施策に加え、さまざまな施策を推進しなければならない状況です。

こうした現状を踏まえて、これまでの取組を継承しつつ、社会情勢の変化などから生じている新たな課題に対応するため、「くらしきハーモニープラン～第三次倉敷市男女共同参画基本計画～」(以下、「第三次ハーモニープラン」という。)を策定します。

2 策定の背景

(1) 世界の動き

世界では、国際連合が提唱した昭和 50（1975）年の国際婦人年に開催された国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における世界行動計画の採択をはじめ、昭和 51（1976）年から始まる「国連婦人の 10 年」に続くさまざまな取組が行われてきました。昭和 54（1979）年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）^{*6}」を採択し、日本も昭和 60（1985）年に批准しました。

平成 7（1995）年に開かれた第 4 回世界女性会議では「北京宣言及び行動綱領」を採択、12 の重大問題領域を設定し、平成 12（2000）年の国連特別総会（女性 2000 年会議）、平成 27（2015）年の第 59 回国連婦人の地位委員会においては、これまでの取組状況に関するレビュー、広報・啓発等の活動を行っています。

(2) 国の動き

① 国内行動計画の策定

国際社会における男女平等の実現に向けた取組を受け、国は昭和 52（1977）年に最初の「国内行動計画」、10 年後の昭和 62（1987）年に「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」、平成 8 年に「男女共同参画 2000 年プラン」、平成 17（2005）年に「第 2 次男女共同参画基本計画」、平成 22（2010）年に「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定し、さまざまな取組を進めてきました。

平成 27 年 12 月（予定）には、「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、更に踏み込んだポジティブ・アクション^{*7}の実行等を通じて積極的な女性採用・登用を進めることとしています。

② 男女共同参画を推進する法整備の動き

昭和 60（1985）年の「女子差別撤廃条約」批准にあたり、「男女雇用機会均等法」の施行や「労働基準法」の改正、「育児・介護休業法」などの法整備を進め、平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が成立、男女共同参画社会づくりは 21 世紀の最重要課題と位置づけられました。

また、急速な少子高齢化の進展、ライフスタイル^{*8}の多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応していくためには、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する必要があることから、平成 27 年 9 月 4 日、官民一体となって支援を行っていくための「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が施行されました。

③ 女性に対する暴力の根絶に向けた法整備の動き

平成 12（2000）年に、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成 13（2001）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）が公布・施行されるなど、女性に対する暴力の防止に向けた各種の法整備が進められました。特に、DV防止法は、平成 16（2004）年、平成 19（2007）年、平成 25（2013）年、平成 26（2014）年に一部改正を重ね、保護命令の対象範囲の拡大や配偶者暴力相談支援センター機能の整備及び基本計画の策定が、区市町村の努力義務として盛り込まれるなど、被害者の安全確保と自立支援に向けて充実を図っています。

④ 男女共同参画と少子化対策の鍵となる“ワーク・ライフ・バランス”の取組

社会の活力の低下や少子化・人口減少を解決するために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組があります。これまでの働き方を見直して仕事と家庭の両立を図り、男女共同参画と少子化対策を推進することが重要であるとの認識に立ち、平成 19（2007）年に「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。平成 22（2010）年には、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、政労使トップによる新たな合意が形成されています。

(3) 岡山県の動き

岡山県政の基本目標である「すべての県民が明るい笑顔で暮らす『生き生き岡山』の実現」のためには、すべての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う「男女共同参画社会の実現」は、必要不可欠です。

岡山県では、平成13年の「おかやまウィズプラン21」、平成18年の「新おかやまウィズプラン」、平成23年の「第3次おかやまウィズプラン」に基づき、さまざまな施策を推進してきました。

この間、固定的な性別役割分担意識に一定の改善や女性の社会進出などについての成果も見られる一方、男女間で依然として意識差が存在するものもあります。また、地方創生や女性活躍推進法といった新たな動きも踏まえながら、女性の社会進出の推進や労働参加率の向上などについては、今まで以上に重点的に取り組むべき課題となっています。

こうした状況を踏まえ、真の男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策をより一層計画的かつ総合的に推進するため、平成28年3月(予定)、「第4次おかやまウィズプラン」が策定されました。

-
- ※1 **男女共同参画社会**・・・男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。
 - ※2 **ワーク・ライフ・バランス**・・・「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
 - ※3 **セクシュアル・ハラスメント**・・・相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などさまざまなものがある。一般に「セクハラ」と略して使われる。職場以外でも問題になっている。
 - ※4 **マタニティ・ハラスメント**・・・妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇止め・降格などの不利益な取り扱いを行うこと。
 - ※5 **セクシュアル・マイノリティ**・・・LGBTと言われるレズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(性同一性障害など心と体の性が一致しない人)などの人々の総称。
 - ※6 **女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)**・・・男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締結国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効した。日本は1985年に締結した。
 - ※7 **ポジティブ・アクション**・・・固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に差が生じている場合このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組のこと。
 - ※8 **ライフスタイル**・・・生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

(4) 倉敷市の取組

平成12年、「男女共同参画宣言都市」となり、平成13年1月に、男女共同参画社会の実現をめざして「くらしき男女共同参画プラン」を策定（平成18年改訂）し、同年4月には「倉敷市男女共同参画条例」を施行しました。

倉敷市男女共同参画条例第3条には、6つの基本理念を規定しています。

倉敷市男女共同参画条例第3条

- 1 男女が、性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること。
- 2 男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭及び地域における活動並びに職場における活動に対等に参画できること。
- 3 社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないよう配慮されていること。
- 4 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者若しくは市民団体における方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
- 5 男女が、対等な関係の下に、互いの性についての理解を深め、妊娠、出産等についての互いの意思を尊重し、生涯にわたり心身の健康が維持されること。
- 6 男女平等の推進が、国際社会での取組を十分理解して行われていること。

平成21年3月、「倉敷市ドメスティック・バイオレンス^{※1}の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」（以下、「倉敷市DV防止計画」という。）を策定するとともに、同年4月、倉敷市配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

平成23年3月には、第二次ハーモニープランを策定し、さまざまな施策を推進してきました。毎年の評価指標と目標値の達成状況では、男女共同参画社会実現のための慣習やしきたりに対する意識改善や子育てのための支援体制の充実等について、一定の成果をあげています。その一方で、政策・方針決定過程における男女共同参画やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進については課題を残しています。

第三次ハーモニープランの策定にあたっては、第二次ハーモニープランの達成状況を踏まえ、真に実効性のある計画とするため、施策の選択と集中を行うとともに、各基本目標に評価指標を設定し、フォローアップを行うこととしました。

また、平成27(2015)年10月には、男女共同参画の社会づくりを考える国内最大規模の大会「日本女性会議 2015 倉敷」を開催し、大会テーマの「思いやり 男女(ひと)が集う 白壁のまち～ライフステージ^{※2}とそれぞれの男女共同参画～」のもと、全国からの参加者とともに、一人ひとりが輝ける社会のあり方について検討しました。

大会では、多様な視点を重視し、子育て、貧困、セクシュアル・マイノリティなど、10のテーマで分科会を開催するとともに、シンポジウムでは、「誰もが輝ける働き方とは?」「自信と誇りを持って活躍できる社会とは?」など、本質的な問題について意見を交わしました。

そして、社会のあらゆる分野への女性の進出を推進するとともに、「わたしたち」が行動を起こし、日本を変えていくとの決意を示した大会宣言を採択し、倉敷市から全国に向けて、男女共同参画への取組を積極的に発信しました。

こうした状況を踏まえ、平成28年3月(予定)、倉敷市DV防止計画を一体化した第三次ハーモニープランを策定しました。

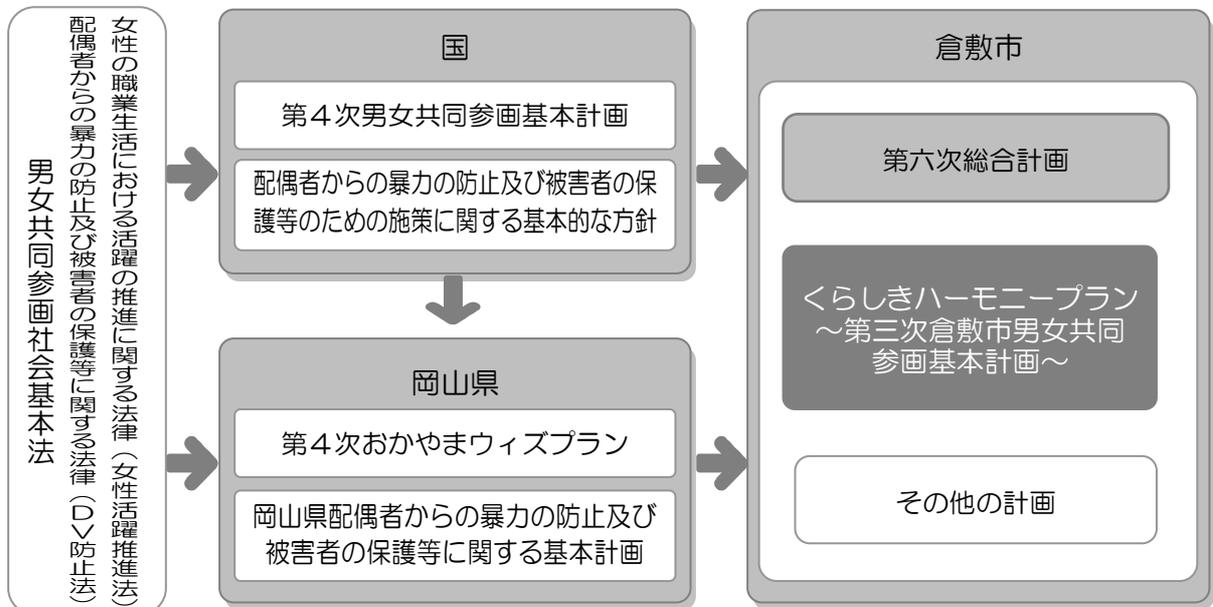
※1 ドメスティック・バイオレンス・・・夫婦(恋人)間暴力のことで、パートナーからの暴力をいう。殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、言葉による暴力、性的暴力などいろいろな形がある。一般的に「DV」と略して使われる。

※2 ライフステージ・・・出生・就学・就職・結婚・出産・子育て・退職などの年齢に伴って変化する生活段階のこと。

3 計画の性格と位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第3項、及び倉敷市男女共同参画条例第 11 条に規定する、男女共同参画の推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、本計画の「基本目標Ⅰ 男女がいきいきと活躍する社会を創る」を、女性活躍推進法第6条第2項に規定する市町村推進計画に位置づけるとともに、「基本目標Ⅳ 男女間のあらゆる暴力を防止する社会を創る」を、DV防止法第2条の3第3項及び倉敷市男女共同参画条例第 26 条に規定する市町村基本計画（DV防止計画）に位置づけます。

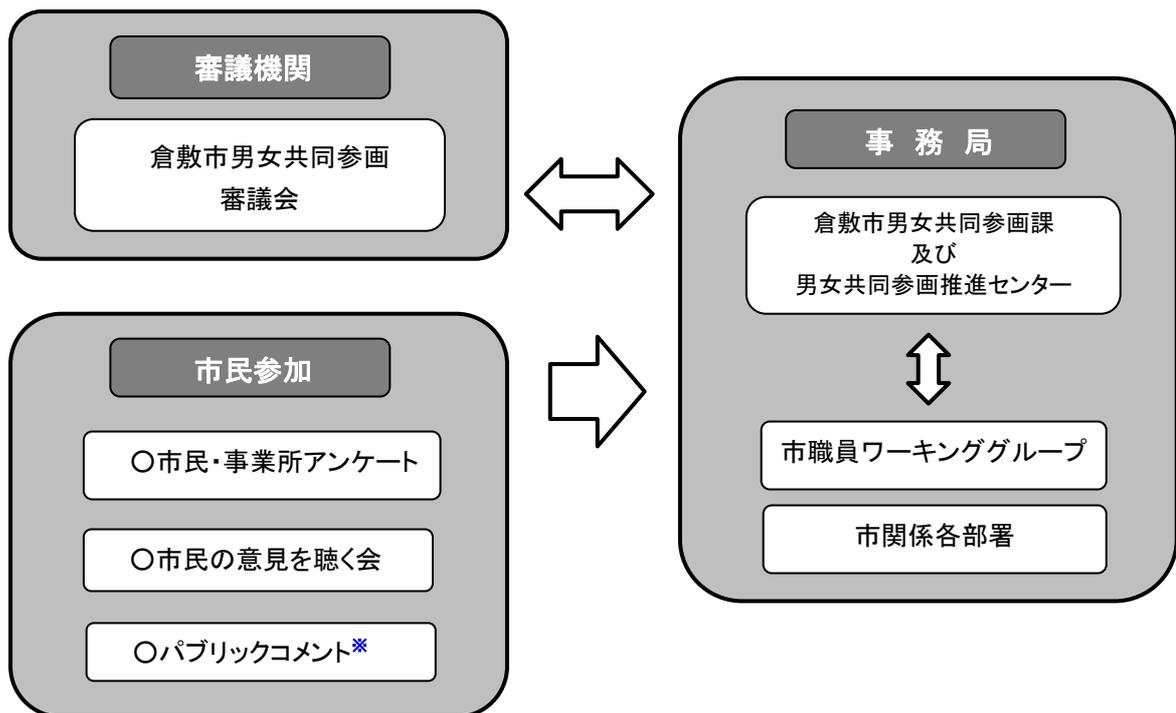


4 計画の期間

計画期間は、平成 28 (2016) 年度から 32 (2020) 年度までの 5 年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。

平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
暮らしきハーモニープラン ～第二次男女共同参画基本計画～					暮らしきハーモニープラン ～第三次男女共同参画基本計画～				
策定				見直し	策定				

5 計画の策定体制



※ パブリックコメント・・・行政の政策立案過程で国民の意見を募る制度（意見公募手続き）。2005 年 6 月の行政手続法の改正で新設された。行政機関がホームページなどを通じて素案を公表し、国民が、電子メール、郵便などの方法で意見を提出する。

6 計画策定の必要性

本市では、これまで、「くらしき男女共同参画プラン」（平成 13 年策定，平成 18 年改訂，平成 23 年改訂）に基づき，男女共同参画社会の実現をめざした，啓発・広報や教育，子育て支援をはじめとする福祉サービスの充実など，さまざまな施策に取り組んできました。

市民アンケートでは、「男は仕事，女は家庭」という考え方については，意識の改善が見受けられ，徐々に固定的性別役割分担意識※が解消されてきていることがうかがえます。一方で，「男は仕事，女は家庭」という意識は，世代によっては男性で同感する人が増えている現状もあり，男女共同参画を進めることは男性にとっても暮らしやすくなるという理解を深めていくことが必要となっています。

事業所アンケートからは，ワーク・ライフ・バランスにすでに取り組んでいる，または取り組む予定の事業所は全体の 2.9%にとどまっており，この結果は，平成 21 年調査よりも減少している現状にあります。また，職場において男女共同参画を困難にしている要因としては，「男性の家事参加が遅れており，女性のみでの家事・育児・介護などの負担が大きいから」「女性は，結婚・出産・育児・介護により長期休暇や退職などがあるため」「女性と男性の体力や能力に違いがあるから」が格段に多くなっています。女性の活躍が進むことは，女性だけではなく，男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながるものであり，男女共同参画社会の実現のため，引き続き，あらゆる分野における女性の活躍を強力に推進していくことが大きな課題となっています。

学校の教育現場では，生徒会活動や学校行事などにおいて，性別に関係なく男女がさまざまな役割につくなど，男女共同参画が進んできていますが，地域においては，通常地域活動は女性に支えられている面が多いにもかかわらず，方針決定の場への女性の参画は十分ではないため，今後は，女性のリーダーの活躍によって地域での男女共同参画が推進されることが望まれています。

※ 固定的性別役割分担意識・・・「男は仕事，女は家庭」「男は主，女は従」というように，性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識。また，「男らしさ，女らしさ」を求めることも，この固定的性別役割分担意識に基づく男女それぞれの役割への期待が反映されているといわれている。

また、市では、行財政改革プラン 2011 で、女性の管理職比率 23%超の目標（H28.4.1 現在）を掲げ、継続的に取り組んでいるものの、審議会委員における女性の割合は平成 26 年では目標値の 40%を下回っており、女性の登用を推進する具体的な方策が必要となっています。

DVの問題については、市民アンケートでは、DVを受けたことがある人は依然として存在しています。また、DVを受けた人のうち、相談した人は少数にとどまっています。DVは犯罪をも含む人権侵害であることを周知するとともに、被害を受けた時、各種の相談窓口を安全に利用する方法について知識を普及するとともに、今後一層、積極的な広報・啓発を行い、相談機関の周知や情報提供の充実を図ることが必要です。

このような状況の中、男女共同参画社会の実現に向けて、今後さらに施策の創意工夫や拡充を行い、また推進体制の強化、及び市民・地域・事業所の理解と協力のもと、より実効性のある計画の遂行が必要となっています。

市民アンケート

- ◆調査の期間 平成 26 年 8 月 22 日～平成 26 年 9 月 17 日
- ◆調査の対象 無作為に抽出した 20 歳以上の男性 1000 人、女性 1000 人
- ◆回収結果 923 人（男性 393 人、女性 519 人、不明 11 人）
回収率 46.2%

事業所アンケート

- ◆調査の期間 平成 26 年 8 月 22 日～平成 26 年 9 月 17 日
- ◆調査の対象 無作為に抽出した従業員 30 人以上の事業所 200 社
- ◆回収結果 105 社 回収率 52.5%

第2章

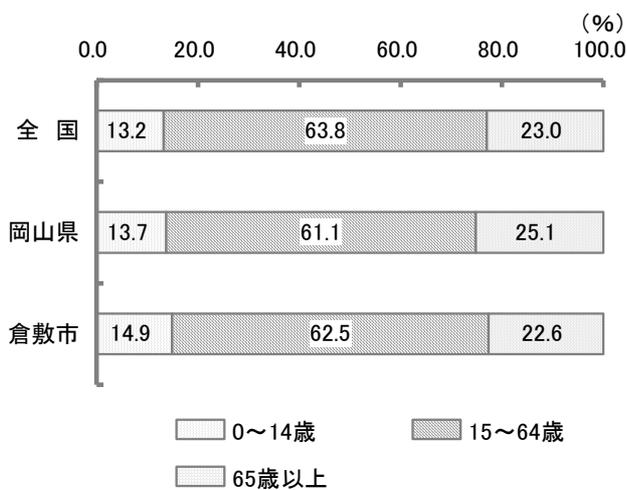
倉敷市の男女共同参画の状況

1 人口・世帯の状況

本市の年齢3区分別人口は、平成22年には0～14歳は全国、岡山県より高く14.9%となり、15～64歳は岡山県より高い一方、全国より低く62.5%、65歳以上は全国、岡山県より低く22.6%となっています。

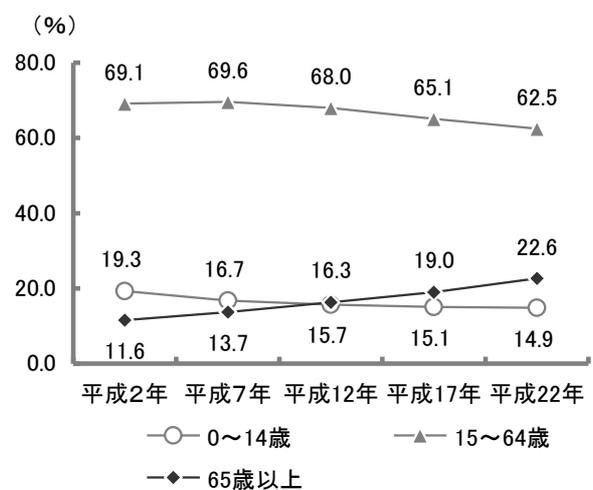
また、年齢3区分別人口の推移は、0～14歳、15～64歳は減少傾向にある一方、65歳以上は年々増加しています。

年齢3区分別人口の全国・県比較



資料：国勢調査（平成22年）

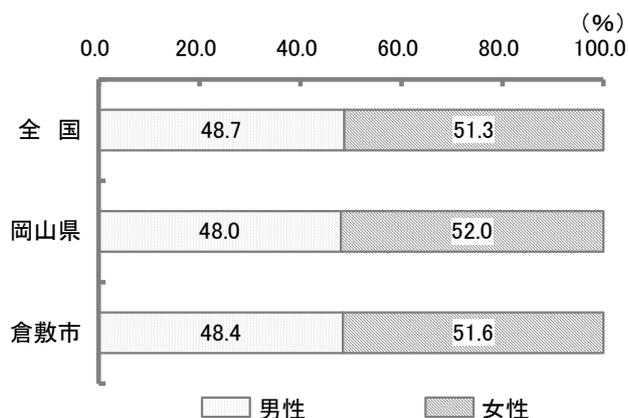
年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査（平成22年）

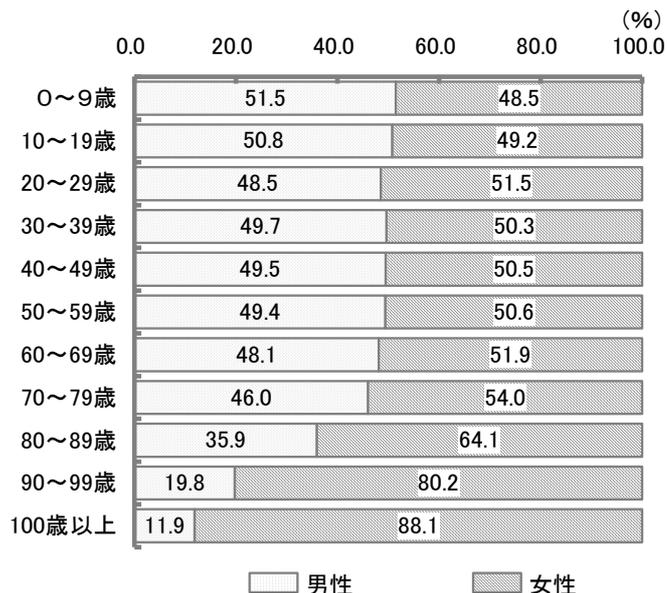
本市の人口性比は、平成 22 年には男性は岡山県より高い一方、全国より低く、年齢が上がるにつれて女性が高くなる傾向にあります。人口ピラミッドは、第 1 次、第 2 次ベビーブームの人口がふくらみ、少子高齢化が進んだつぼ型となっています。

人口性比の全国・県比較



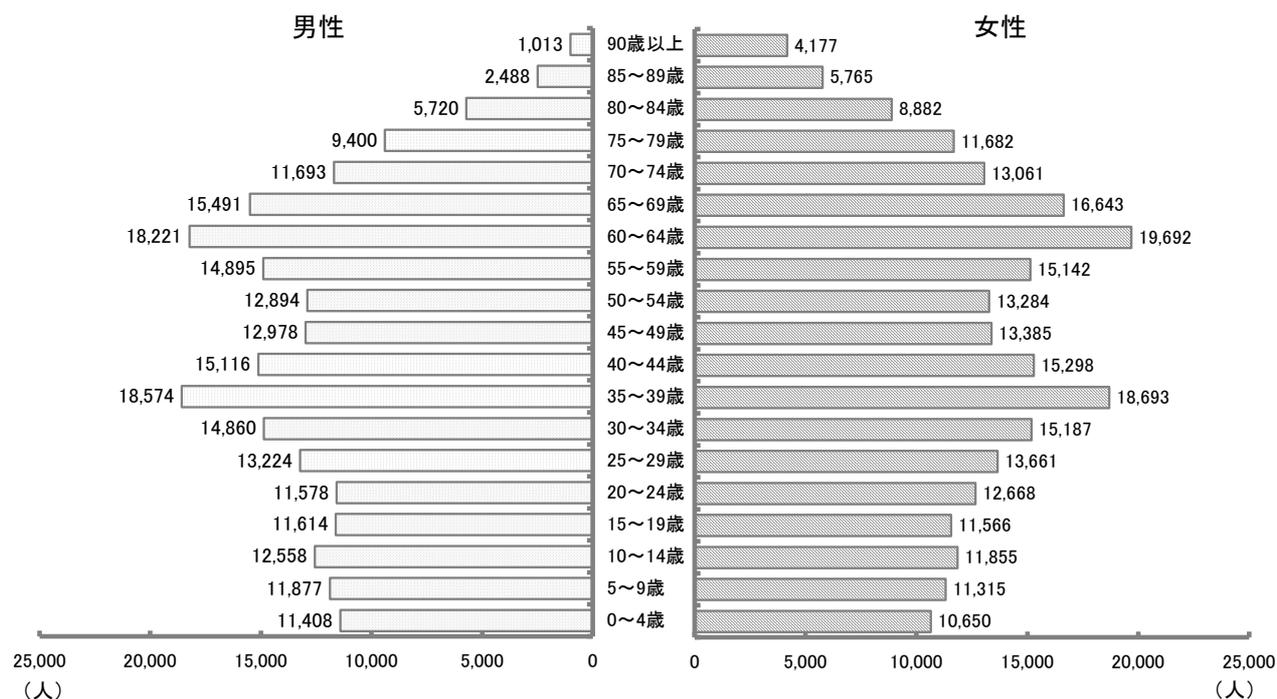
資料：国勢調査（平成 22 年）

年齢別人口における男女比



資料：国勢調査（平成 22 年）

人口ピラミッド（倉敷市）

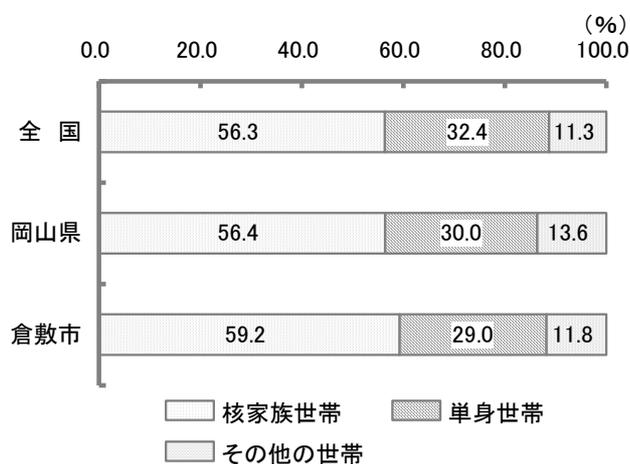


資料：国勢調査（平成 22 年）

本市の世帯構成比は、平成22年には核家族世帯は全国、岡山県より高く59.2%となり、単身世帯は全国、岡山県より低く29.0%となっています。また、世帯構成比は、核家族世帯、その他の世帯は年々減少し、一方、単身世帯は年々増加しています。

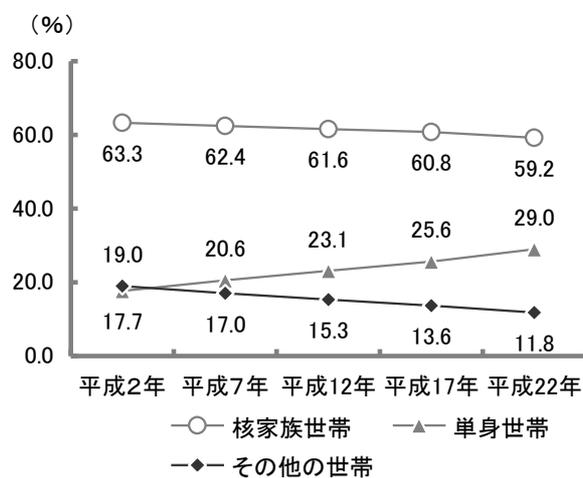
高齢者世帯は、高齢者夫婦世帯、高齢者単身世帯ともに増加し、高齢者単身世帯の男女比は、65歳以上、65～74歳、75歳以上のいずれも女性の方が高くなっています。

世帯構成比の全国・県比較



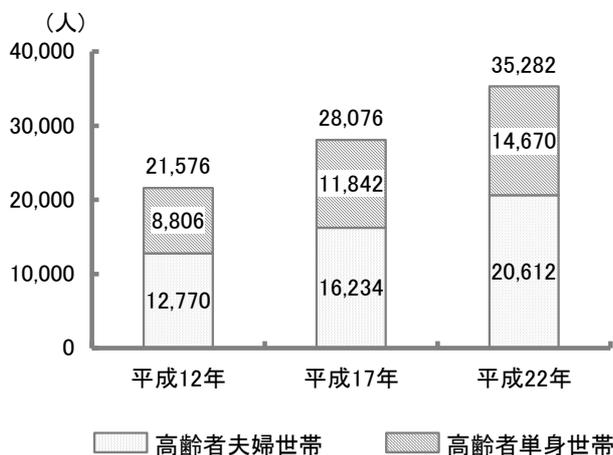
資料：国勢調査（平成22年）

世帯構成比の推移（倉敷市）



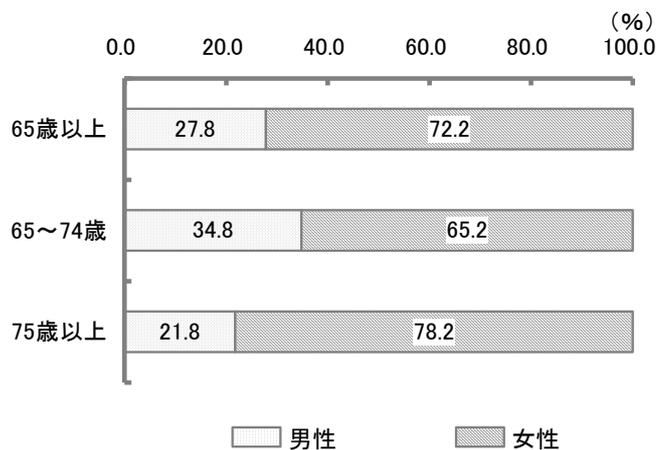
資料：国勢調査（平成22年）

高齢者世帯数の推移（倉敷市）



資料：国勢調査（平成22年）

高齢単身世帯の男女比（倉敷市）

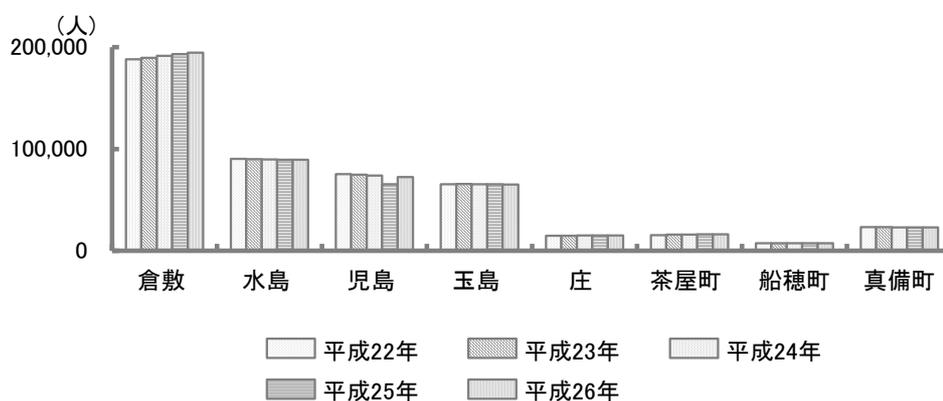


資料：国勢調査（平成22年）

本市の地区別人口は、倉敷地区が最も高く、年々増加しています。また、他の地区は横ばいとなっています。

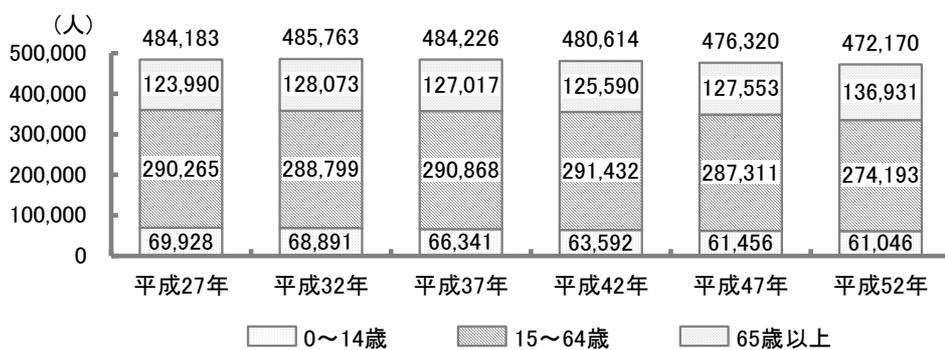
また、年齢3区分別人口推計値は、総人口、0～14歳、15～64歳は減少し、一方、65歳以上は増加傾向にあります。

地区別人口（倉敷市）



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

年齢3区分別人口推計値（倉敷市）



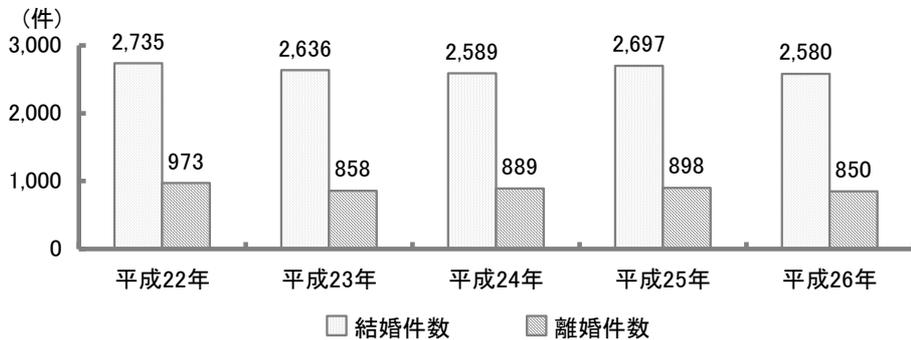
資料：倉敷みらい創生人口ビジョン（各年12月末）

2 婚姻・離婚の状況

本市の結婚件数は、減少傾向にあり、平成26年には2,580件となっています。離婚件数は増減を繰り返しており、平成26年には850件となっています

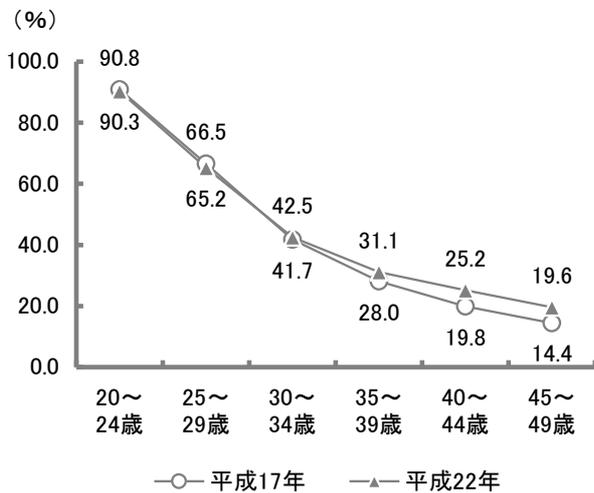
また、年齢別未婚率は、女性に比べ男性がやや高い傾向にあり、平成17年と比べて、平成22年には男性は30歳以上、女性は25歳以上で増加しています。

結婚・離婚件数の推移（倉敷市）



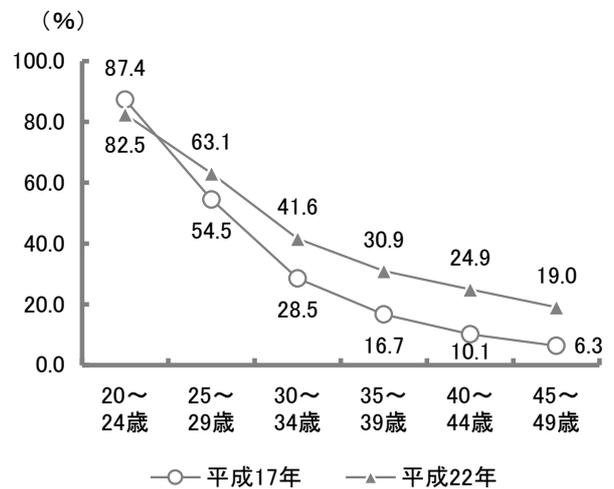
資料：人口動態統計（倉敷市統計書）

男性の年齢別未婚率の推移（倉敷市）



資料：国勢調査

女性の年齢別未婚率の推移（倉敷市）



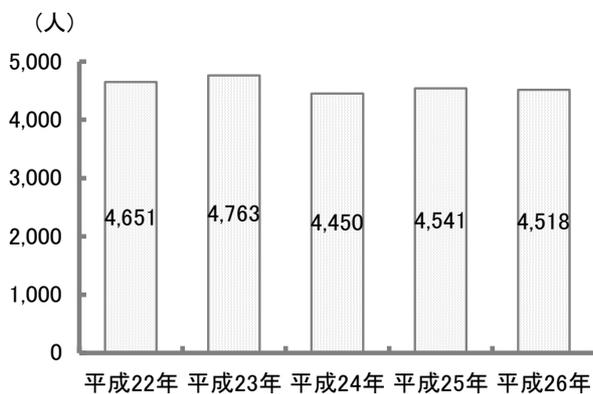
資料：国勢調査

3 福祉等の状況

本市の出生数は、増減を繰り返しており、平成26年には4,518人となっています。合計特殊出生率は、全国、岡山県を上回って推移し、平成26年には1.63となっています。

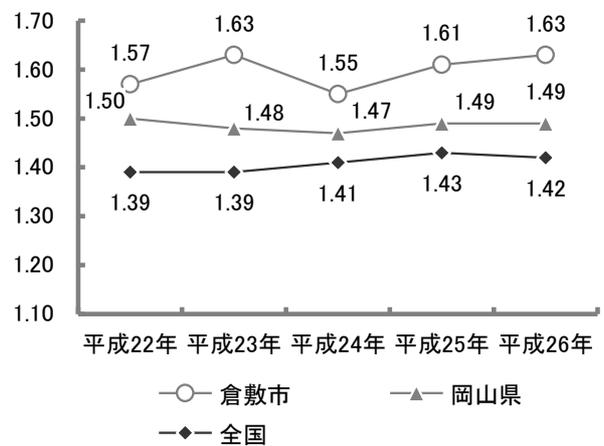
また、介護保険の要介護等認定者は年々増加し、平成25年には24,269人となっていますが、認定率は横ばいで、20.4%となっています。

出生数の推移（倉敷市）



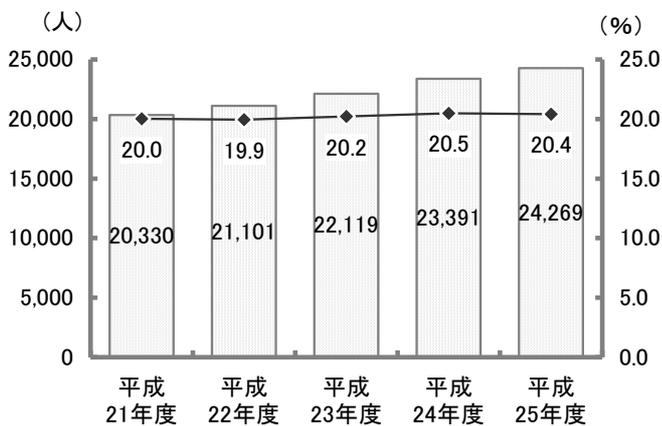
資料：人口動態統計（倉敷市統計書）

合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計（倉敷市統計書）

認定者・認定率の推移（倉敷市）

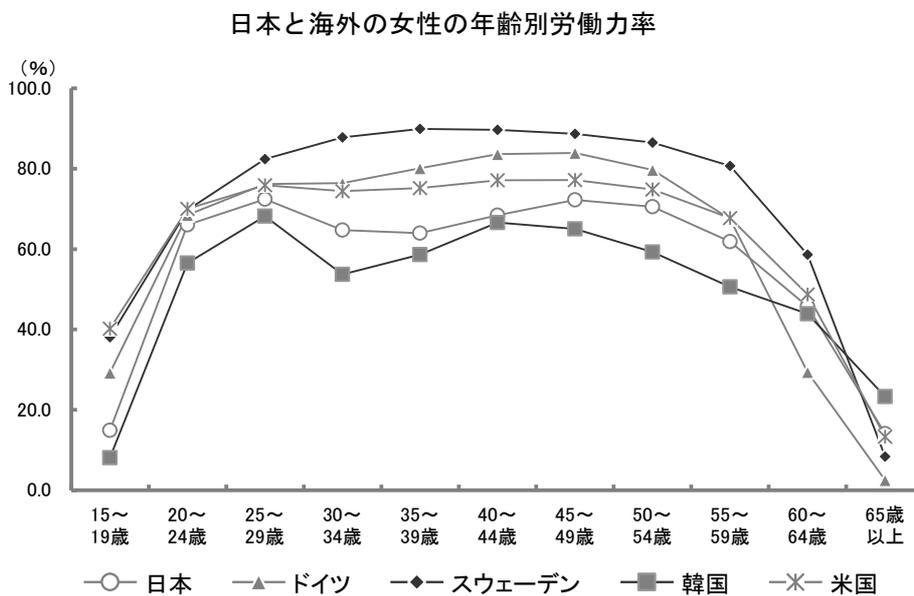
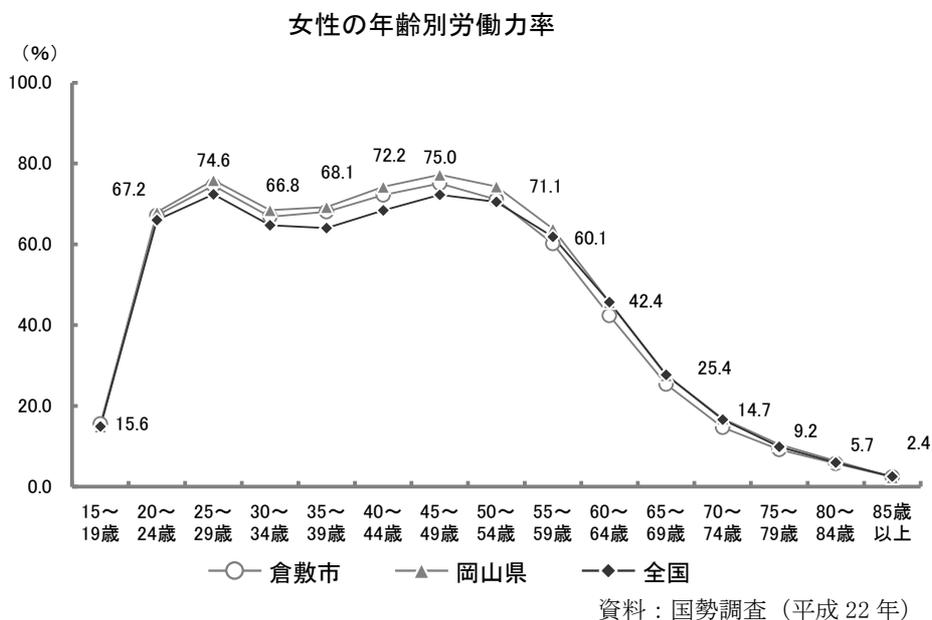


資料：介護保険事業状況報告

4 就業の状況

本市の女性の年齢別労働力率は、30歳代を底とするM字カーブを描いており、20～54歳で全国より高い一方、岡山県より低くなっています。

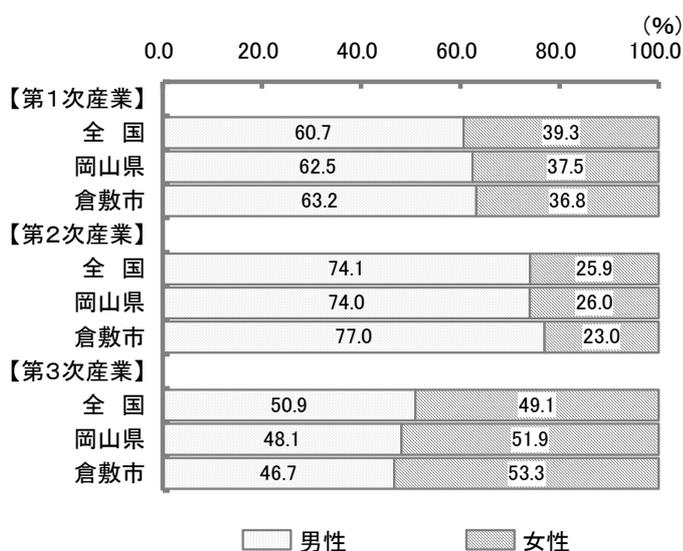
また、日本と海外の女性の労働力率と比較すると、韓国は日本と同じ30歳代を底とするM字カーブを描いていますが、ドイツ、スウェーデン、米国においてはその傾向はみられません。



本市の産業分類別就業者数の男女比は、平成 22 年には、男性の割合が第 1 次産業は 63.2%、第 2 次産業は 77.0%と、いずれも全国、岡山県より高い割合となっておりますが、第 3 次産業は 46.7%と全国、岡山県より低くなっています。また、男女別雇用形態の状況は、正規の職員・従業員の割合が、男性は 85.7%、女性は 47.5%となっており、男女とも全国より高くなっています。

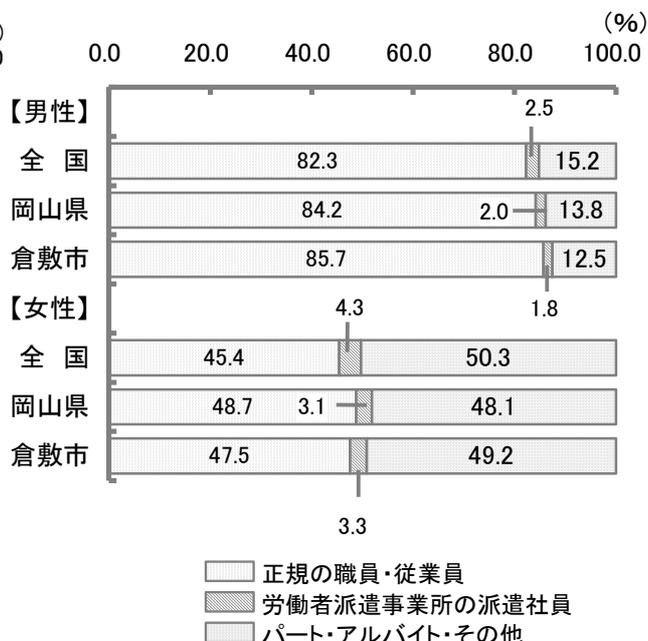
人口 1 人当たり都道府県民所得（岡山県）は、増減を繰り返しており、平成 24 年度には 2,705 千円となっております。

産業分類別就業者数の男女比



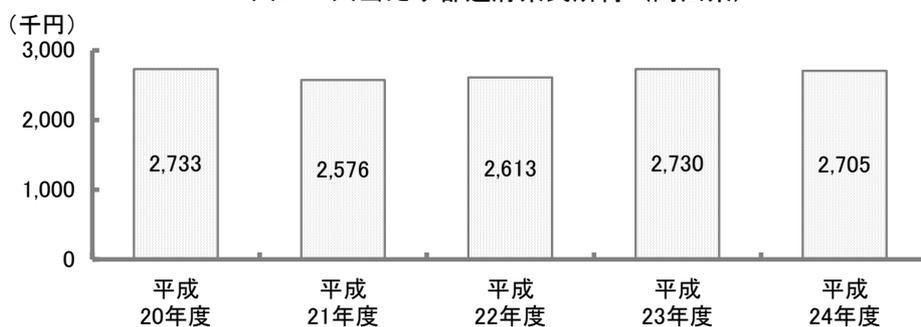
資料：国勢調査（平成 22 年）

男女別雇用形態の状況



資料：国勢調査（平成 22 年）

人口 1 人当たり都道府県民所得（岡山県）



資料：内閣府調査

本市の産業大分類別従業者数は、平成24年度には製造業が最も多く46,148人となり、次いで卸売業、小売業が38,918人、医療、福祉が27,305人となっています。また、平成21年度と比べると、教育、学習支援業が4,973人減少し、ついで卸売業、小売業が2,824人減少、運輸業、郵便業が1,745人減少しています。

産業大分類別従業者数（倉敷市）

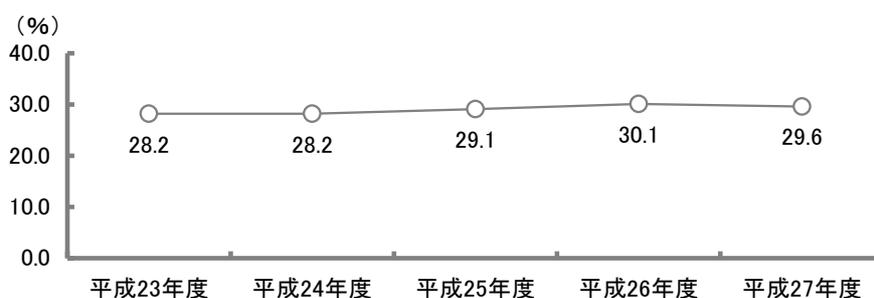
	平成21年度	平成24年度
農業、林業、漁業	365人	349人
鉱業、採石業、砂利採取業	19人	19人
建設業	19,048人	17,636人
製造業	46,649人	46,148人
電気・ガス・熱供給・水道業	1,324人	933人
情報通信業	1,888人	1,130人
運輸業、郵便業	15,488人	13,743人
卸売業、小売業	41,742人	38,918人
金融業、保険業	4,103人	4,119人
不動産業、物品賃貸業	4,946人	4,140人
学術研究、専門・技術サービス業	5,250人	4,645人
宿泊業、飲食サービス業	17,773人	17,858人
生活関連サービス業、娯楽業	8,539人	7,721人
教育、学習支援業	9,141人	4,168人
医療、福祉	27,141人	27,305人
複合サービス事業	1,227人	1,189人
サービス業（他に分類されないもの）	13,774人	12,978人
計	218,417人	202,999人

資料：経済センサス

5 審議会等委員への女性の登用状況

本市の審議会等委員への女性の登用率は、増加傾向にあり、平成27年には29.6%となっています。

審議会等委員への女性の登用率（倉敷市）

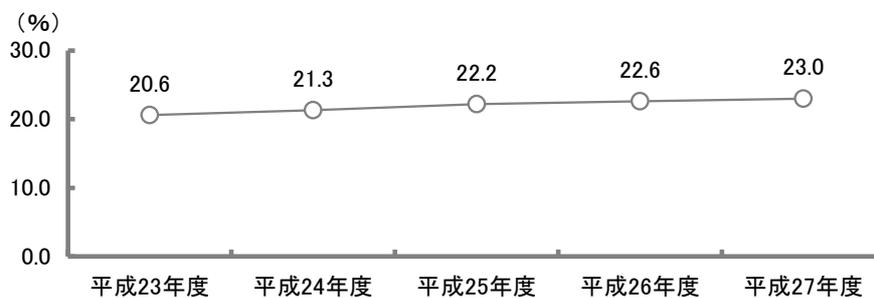


資料：庁内資料

6 市役所の状況

倉敷市役所における女性管理職比率は微増しており、平成27年には、23.0%となっています。

倉敷市役所における女性管理職比率



資料：庁内資料



第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念（めざす将来像）

誰もが 個性と能力を発揮して

いきいきと活躍できるまち

現代社会は、ライフスタイルも価値観も急速に多様化しています。

「多様性」を受け入れ、「違い」を認め合える社会

本計画では、誰もが、自分の意思で生き方を選択し、自信と誇りを持っていきいきと活躍できる社会をめざします。

2 第三次ハーモニープランで強調した視点

第二次ハーモニープランでは、「女性の活躍推進による社会の活性化」「男性にとっての男女共同参画」「子どもにとっての男女共同参画」「さまざまな困難な状況に置かれている人々への対応」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」「地域における身近な男女共同参画の推進」を改めて強調した視点として計画を推進してきました。

本計画では、多様化する社会情勢の変化に対応し、これまでの視点も踏襲しつつ、次の視点を強調し、計画を推進するものとします。

(1) 「女性の活躍推進」と「働き方改革」

現在、社会全体で女性活躍の動きが拡大し、日本社会は大きく変わり始めています。

これまでも少子高齢化により労働力人口が急減する中で、経済成長を遂げていくためには、女性をはじめとした多様な人材の労働市場への参加を促し、全員参加型の社会の実現を図ることが必要と言われてきました。

さらに、労働力人口という量的な側面だけではなく、女性視点による経営戦略の構築など個々の女性の能力を活かすという質的な側面も重要であり、「指導的地位に占める女性の割合を2020年までに少なくとも30%程度」「第1子出産前後の女性の継続就業率55%」「25歳～44歳の女性就業率73%」「男性の育児休業取得率13%」という2014年の「日本再興戦略」で掲げられた目標の実現に向け、女性が働きやすい環境を整え社会に活力を取り戻す動きがスタートしました。具体的には、女性活躍推進に積極的に取り組む事業所を適切に評価し、公共調達における受注機会の増大を図ることや、事業所における女性の登用状況の「見える化」を要請すること等が盛り込まれています。

こうした中、「女性活躍推進法」が平成27年に成立したところであり、今後ますます、女性の職業生活における活躍の推進が求められています。

さらに、正規雇用者の長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用など、根強く残る特徴的な働き方が、女性の活躍を妨げる一要因ともされており、これまでの働き方を根本的に見直すことが求められています。

本市においても、これらの動向を契機として捉え、働く女性が、男性とともにその

能力を十分に発揮できるように、長時間労働の抑制、休暇の取得などによる働き方改革を推進し、男女間格差を是正する事業所の自主的かつ積極的な取組（ポジティブ・アクション）を促す必要があります。

すべての女性が自らの意思により、その個性と能力を十分発揮できるよう、女性の活躍を強力に推進することが必要です。

（２）男性にとっての男女共同参画

男女共同参画は、女性の課題と捉われがちですが、男女共同参画社会は、男性にとっても仕事と家庭を両立し、地域コミュニティへの参加や自己啓発に取り組むことのできる、暮らしやすい社会です。

女性の就業率の高まり、女性のライフスタイルや世帯構造の変化など、女性を取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、男女共同参画の成果は見える形で得られていない状況です。その原因として、依然として残る「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識など、さまざまな社会制度や慣行があります。男性の長時間労働を前提とした従来働き方は、子育て・家事・介護等へ主体的な参画を困難にしています。

男女共同参画の必要性を男性自身が認識し、長時間労働の抑制などの働き方の見直しによって、男性が主体的に地域や家庭へ参画する意欲が高まるように働きかけることが必要です。

（３）女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現していく上で克服すべき重要な課題です。また、近年、SNSなど、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力は多様化しており、そうした新たな形の暴力に対しても迅速かつ的確に対応していく必要があります。

そのため、暴力を容認しない社会認識の徹底等、根絶のための基盤整備とともに、防止対策や被害者支援など、女性に対するあらゆる暴力の根絶のための幅広い取組を推進することが必要です。

(4) さまざまな困難な状況にある人々への対応

単身世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用労働者の増加などを背景として、生活上の困難に陥りやすい状況が幅広い層に広がっています。特に貧困については、母子家庭であるひとり親世帯でその割合が高く、その影響から子供の貧困率も近年上昇傾向にあります。現在の生活上の困難に対応するとともに、個々の世帯の実情に沿った切れ目のない支援により、世代間連鎖を断ち切ることが重要です。

また、性的指向や性別違和を理由として、生きづらさを感じている人々に対し、人権尊重の観点からの配慮が必要です。

このため、男女共同参画の視点に立ち、さまざまな困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる環境を整備することが求められます。

(5) 男女共同参画の視点に立った防災への対応

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象と地域の特性により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。

東日本大震災では、避難所の運営において、女性、乳幼児など子育て中の人、障がいのある人などへの対応が十分ではなかったなど、さまざまな課題が明らかになりました。その経験から、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災対応を行うとともに、さまざまな立場の人に配慮した防災意識の向上を図る必要があります。

(調整ページ)

3 計画の基本目標

男女共同参画社会は、誰もが家庭、地域、働く場など、あらゆる場で活躍できる社会です。本市では、基本理念の実現に向け、「女性の活躍推進」と「働き方改革」を計画の柱とし、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために、4つの基本目標を掲げるとともに、各目標に重点目標を設定します。

基本目標Ⅰ 男女がいきいきと活躍する社会を創る

「女性の活躍推進」と「働き方改革」のためには、ワーク・ライフ・バランスの実現がとて重要な意義を持ちます。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現するものであり、本計画における喫緊の課題として取り組みます。

また、女性の就業率が年々増加し、多くの分野において女性の参画が進んできているものの、政策・方針決定過程への女性の参画を含めた女性の活躍は十分とはいえません。男女が性別にとらわれないで、それぞれの個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画する社会の実現をめざすとともに、これまで女性の参画が少なかった分野においても女性が力をつけ主体的に行動できる社会をめざします。

- 重点目標1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- 重点目標2 働く場における男女共同参画の促進
- 重点目標3 家庭、地域社会における男女共同参画の促進
- 重点目標4 政策・方針決定過程への女性の参画促進

基本目標Ⅱ 男女平等と共同参画を実現する基盤を創る

家庭、地域、働く場など、あらゆる場で男女の人権が尊重される社会をめざします。

また、一人ひとりが個性を生かし、社会のさまざまな分野に参画することができる男女共同参画社会を実現するため、誰もが男女共同参画について正しく認識できるよう、さまざまな機会を通してわかりやすく広報・啓発活動を行います。

さらに、次代を担う子どもたちについては、人権感覚を身に付ける教育から男女共同参画意識を育み、生涯にわたっては学校や家庭、地域などのあらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

重点目標5 男女平等と共同参画の意識の浸透

重点目標6 男女平等の視点に立った人権の尊重

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる生活環境を創る

生涯を通じて地域の中で心豊かに暮らすためにも、男女がそれぞれの健康課題に対応できるよう、健康づくりや介護予防についての正しい知識を普及し、健康づくりの支援に努めます。

また、高齢者や障がい者、在住外国人、ひとり親家庭等、さまざまな困難な状況に置かれている人々について、各種相談事業や福祉サービスの提供、自立支援を充実し、安心して暮らせる環境整備を進めます。

重点目標7 生涯を通じた女性の健康支援

重点目標8 困難を抱える人々への支援

基本目標Ⅳ 男女間のあらゆる暴力を防止する社会を創る

市民一人ひとりがいかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識をもち、男女間のあらゆる暴力の根絶をめざします。

また、被害者が、安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるよう総合的な支援体制を整備します。

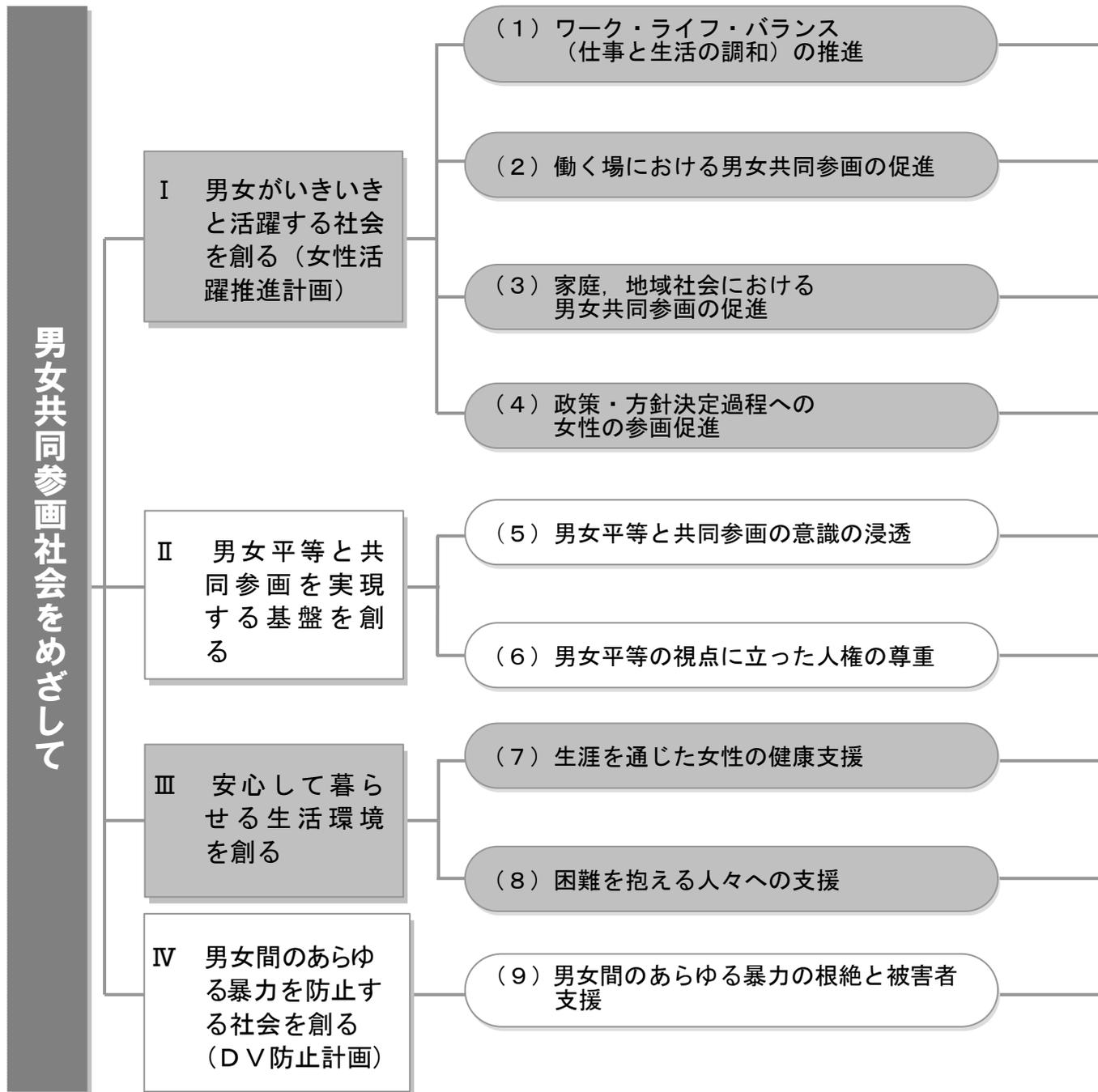
重点目標9 男女間のあらゆる暴力の根絶と被害者支援

4 計画の体系

【基本理念】

【基本目標】

【重点目標】



【目標達成のための施策の方向】

- ① ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
- ② 子育てのための支援体制の充実
- ③ 介護のための支援体制の充実
- ④ 男女平等な採用・配置・昇進・待遇（セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止を含む）の促進
- ⑤ 女性の就業継続と再就職の促進
- ⑥ さまざまな職業への男女共同参画の促進
- ⑦ 職業能力の訓練・開発及び起業の支援
- ⑧ 家庭における男女共同参画の促進
- ⑨ 地域における男女共同参画の促進
- ⑩ 防災における男女共同参画の促進
- ⑪ 国際化の中での男女共同参画の促進
- ⑫ 行政における女性の参画促進
- ⑬ 地域活動における女性の参画促進
- ⑭ 事業所における女性の参画促進
- ⑮ 社会制度・慣行の見直しに向けた啓発の充実
- ⑯ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備
- ⑰ 多様な生涯学習の機会の提供
- ⑱ 男女共同参画に関する調査・研究の推進と情報収集・提供
- ⑲ メディア等における男女の人権に配慮した表現の促進
- ⑳ 性の商品化を許さない意識の浸透
- ㉑ 性的指向と性別違和に関する理解の促進
- ㉒ 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
- ㉓ 女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての意識づくり
- ㉔ 複合的な困難を抱える人への支援
- ㉕ 高齢者や障がい者等の自立支援
- ㉖ ひとり親家庭等の自立支援
- ㉗ DVを防止する啓発の推進
- ㉘ 被害者の早期発見と相談体制の充実
- ㉙ 被害者の安全確保と自立支援
- ㉚ 関係機関との連携強化と民間団体等との協働

第4章

計画の内容

基本目標Ⅰ 男女がいきいきと活躍する社会を創る (女性活躍推進計画)

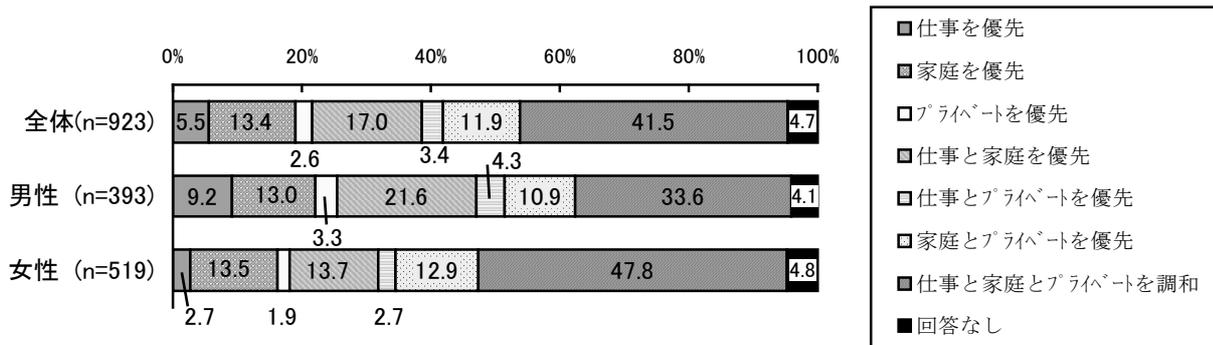
重点目標1 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

現状と課題

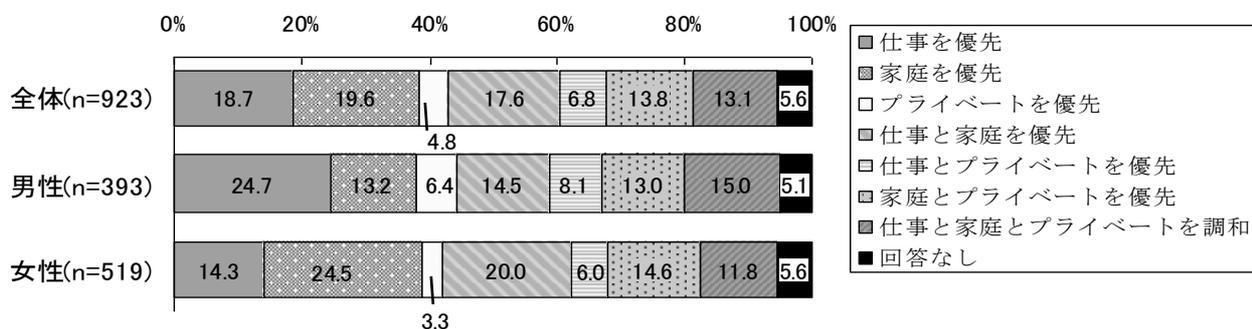
仕事は生活の経済的基盤であり、自己実現にもつながるものですが、家事・育児などの生活も暮らしに欠かすことができないものです。それぞれの充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。ワーク・ライフ・バランスの実現は、一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠です。

- 市民アンケートでは、男女とも「家庭と仕事の両立」を望んでいるにもかかわらず、男性は仕事優先、女性は家庭優先と答えた人が多くなっています。また、男性の5人に1人、女性の13.7人に1人が1日10時間以上働いています。ワーク・ライフ・バランスの実現に必要なこととしては、労働時間の短縮や休暇取得の推進、子育て支援や介護サービスの充実などが求められています。
- 子育てにかかわる、さまざまな負担の軽減や仕事との両立支援を図るため、子育て支援体制の充実、子育て家庭に対する経済的支援、保育の供給量の拡大、子育てと仕事を両立できる職場等の環境整備を積極的に進めることが必要です。
- 地域での人間関係の希薄化により、子育てにつまずきを感じる家庭があることから、子育てを地域社会全体で支援していくための拠点づくり等を進めていくことが必要です。
- 介護の負担は依然として女性が担うことが多いため、男性の参画を促し、担い手を広げることによって、男女がともに支え合うことができる社会をめざすことが大切です。
- 介護は家庭内のみの問題ではなく、社会全体で支援するような取組も必要です。

○ 仕事，家庭，プライベート（趣味・ボランティアなどの自分の時間）においてあなたが望ましいと思う生活を，次の中から1つ選んでください。



○ では，あなたの現在の生活はどうでしょうか。次の中から1つ選んでください。



めざす方向

事業所に対し、仕事と生活の調和がとれた生活が心身の健康や生産性の向上などに有効であるとの啓発を進めます。

また、男女ともに家庭生活と仕事を両立し、将来にわたって経済的に自立できるよう、子育て支援・介護サービスの充実を図ります。

【評価指標】

評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H32)
自分や家庭の事情に合わせた働き方ができていると思っている人の割合	65.9%	78%
一日（平日）の平均の労働時間が10時間以上の男性の割合	19.9%	17%
これまで育児休業を取得したことがある人の割合（就学前児童の父親）	5.2%	15%
これまで育児休業を取得したことがある人の割合（就学前児童の母親）	77.4%	90%
市の男性職員の育児休業、部分休業、育児時間（特別休暇）を併せた合計取得率（倉敷市次世代育成支援特定事業主行動計画）	2.9% (H26)	5% (H31)
「ワーク・ライフ・バランス」について、言葉、内容ともに知っていて、既に取り組んでいる（又は取り組む予定）事業所の割合	2.9%	11%
保育所の待機児童数	28人	0人
必要な介護サービスが受けられていると思っている人の割合（家族に対して）	81.0% (H26)	82%



施策の方向

① ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

これまで進めてきたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）をさらに推進するとともに、ワーク・ライフ・マネジメント^{※1}、ワーク・ライフ・シナジー^{※2}など、それらから派生した新しい考え方を積極的に取り入れ、啓発を図ります。

施策	施策の内容	所管
ワーク・ライフ・バランスの意識の醸成	事業所に対してワーク・ライフ・バランスについての社会的機運を醸成するための人権啓発研修の開催と啓発指導員の派遣を行う。	労働政策課
	男女共同参画セミナーなどを開催する。	男女共同参画課 男女共同参画推進センター
市職員のワーク・ライフ・バランスの実践	市職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための環境づくりを行う。	人事課

② 子育てのための支援体制の充実

子育て中の男女が、安心して仕事、家庭生活、地域活動等に参加できるよう、保育サービスや子育て支援体制の充実に努めます。

施策	施策の内容	所管
保育所の待機児童の解消	くらしき子ども未来プランに基づき、保育所の待機児童の解消を図る。	保育・幼稚園課
育児についてのきめ細かい情報提供	各社会福祉事務所に保育コンシェルジュを配置し、多様な子育て支援策を展開する。	保育・幼稚園課
ファミリー・サポート・センターの充実	子育て家庭の負担軽減のため、ファミリー・サポート・センターで、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人の、相互援助活動の連絡・調整を行う。 提供会員の活動回数を増やすとともに、提供会員の拡大を図り、子育てを助け合う事業の充実に図る。 相互援助活動例： 子どもの一時預かりや保育施設への送迎など	子育て支援課
放課後児童クラブの充実	保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生のために、放課後や長期休業日等に安心して過ごす遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。	子育て支援課

※1 ワーク・ライフ・マネジメント・・・メリハリのある働き方や業務効率化などにより創出した時間で、自己啓発や健康のために休暇を楽しむなど、仕事と生活の双方を自らマネジメントすること。

※2 ワーク・ライフ・シナジー・・・仕事と生活の両方を充実させることで、「相互作用・相乗効果（シナジー）」を生み、仕事と生活の双方のクオリティを高めていくこと。

施策	施策の内容	所管
子育てに関する情報提供	子育てに関する情報提供や相談体制を強化する。 <ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん） ・養育支援訪問事業 ・赤ちゃん相談ダイヤル ・要保護児童対策地域協議会 	子ども相談センター
地域の子育て支援拠点の充実	地域子育て支援拠点施設を設け、親子や親同士が集い楽しめる機会や場を提供し、子育ての情報提供や相談体制を充実させ、子育ての悩みや不安の解消を図る。	子育て支援課
子育て支援ネットワークの構築	倉敷市子育て支援センターを中心として、地域子育て支援拠点、児童館のネットワーク化を図り、それらを地域の拠点として、母親クラブ・子育てサロン、民間団体などの団体間のつながりを促進する。	子育て支援課

③ 介護のための支援体制の充実

安心して介護ができる環境の整備や支援体制の充実に努めます。

施策	施策の内容	所管
介護保険制度についての広報活動	定期的に介護制度のパンフレットを作成し、周知に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度についての広報活動 	介護保険課

【 市民の取組 】

- ワーク・ライフ・バランスなどについて、研修やセミナーなどに参加して学びましょう。
- 男性も女性も育児・介護休業制度を利用し、男性も積極的に家事や育児、介護に関わりましょう。
- 子育てや介護に関する支援制度についての情報を集め、積極的に利用しましょう。
- ファミリー・サポート・センターや、地域で子育てを支援するボランティアなどに参加し、積極的に仲間をつくりましょう。
- 不安に思うことがあれば、周りの仲間や相談窓口へ相談し、支援が必要なときには遠慮せずに頼みましょう。

【 地域の取組 】

- ワーク・ライフ・バランスを学ぶ機会をもちましょう。
- 地域における子育て支援のネットワークづくりを進めましょう。
- 地域の子育てや介護をしている家庭をあたたかく見守りましょう。
- 介護に関する情報を提供したり、相談にのってあげたりしましょう。

【 事業所の取組 】

- ワーク・ライフ・バランスなどについての研修やセミナーなどを企画して学び、推進する環境をつくりましょう。
- 残業を減らすことによって、従業員の健康とモチベーション※のアップまた経費節減するような取組について啓発しましょう。
- 事業所内で労働時間や年次有給休暇等取得状況の調査を行い、問題点に対する改善策を検討・実施しましょう。
- 介護や子育てを行う従業員を支援する制度(事業内保育施設の設置、援助制度等の導入、介護・育児休暇の再整備等)と環境づくりに努めましょう。

※ モチベーション・・・動機を与えること。動機づけ。会社などにおいては、社員のやる気などを高める動機づけの意味。

重点目標 2 働く場における男女共同参画の促進

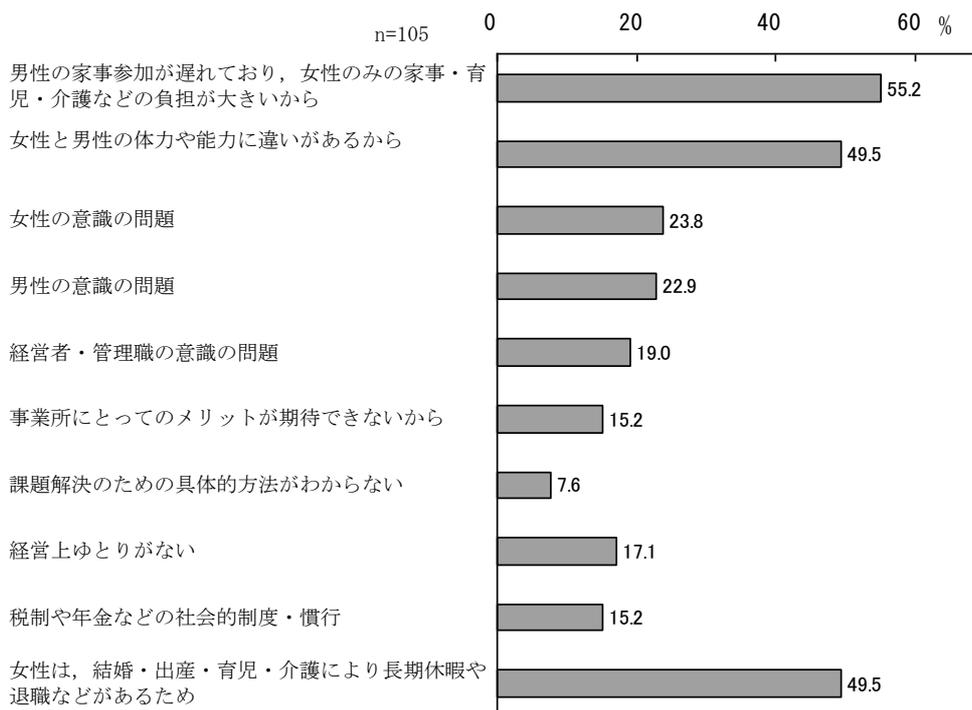
現状と課題

少子高齢化が進み、15歳から64歳までの生産年齢人口の減少が見込まれる中、将来にわたり持続可能で活力ある社会を築いていくためには、経済分野での女性の活躍が求められています。ポジティブ・アクション^{※7}の推進等により、男女間格差の是正を図るとともに、さまざまな職業分野において、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮できるよう支援していく必要があります。

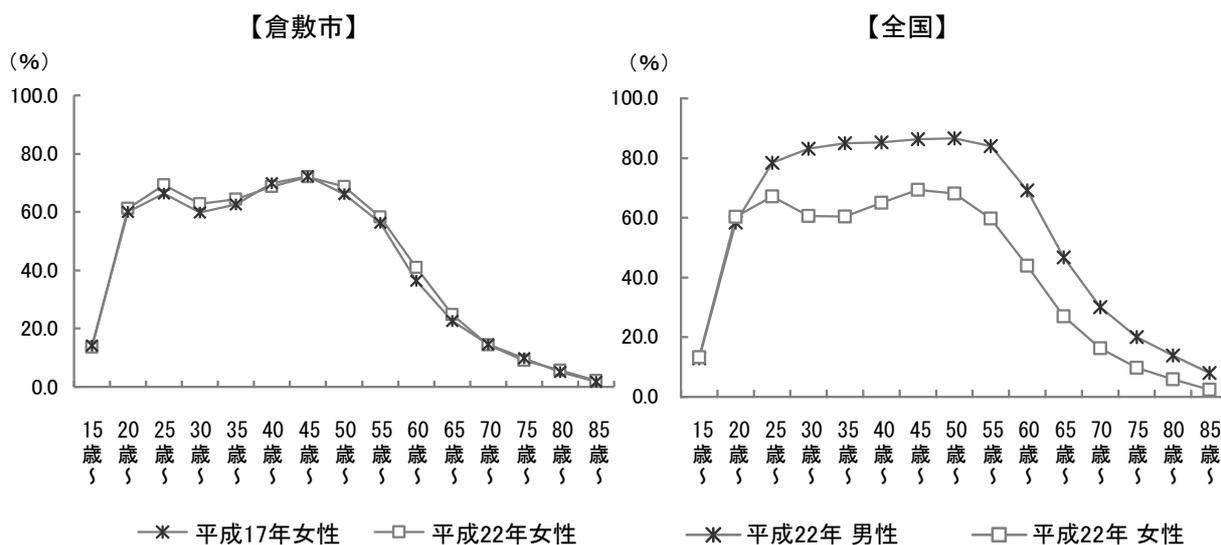
- 事業所アンケートでは、職場において男女共同参画を困難にしている要因として、「男性の家事参加が遅れており、女性のみ家事・育児・介護などの負担が大きいから」が55.2%、「女性は、結婚・出産・育児・介護により長期休暇や退職などがあるため」が49.5%、「女性と男性の体力や能力に違いがあるから」が49.5%と、格段に高くなっています。
- 女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られていますが、その解決に向けた取組が必要です。
- 市民アンケートでは、セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある人は、全体で9.2%、男性で3.1%、女性で13.9%となっています。女性では、平成21年に比べ3.5ポイント減少しているものの、依然として1割程度の女性がセクシュアル・ハラスメントを受けています。男女を問わずセクシュアル・ハラスメントは身近にあるという認識も含め、防止に向けての啓発を一層進める必要があります。
- 近年、働く女性が、妊娠・出産・育休などを理由として退職を促されたり、解雇・減給・降格などの不利益な取扱い（いわゆる「マタニティ・ハラスメント」）を受けることが問題となっており、その防止に向けた啓発、取組が必要です。

※7 ポジティブ・アクション・・・4ページ参照

○ 職場における男女共同参画を困難にしている要因は、どのようなところにあると思いますか。次に中から当てはまると思うものを3つ選んでください。

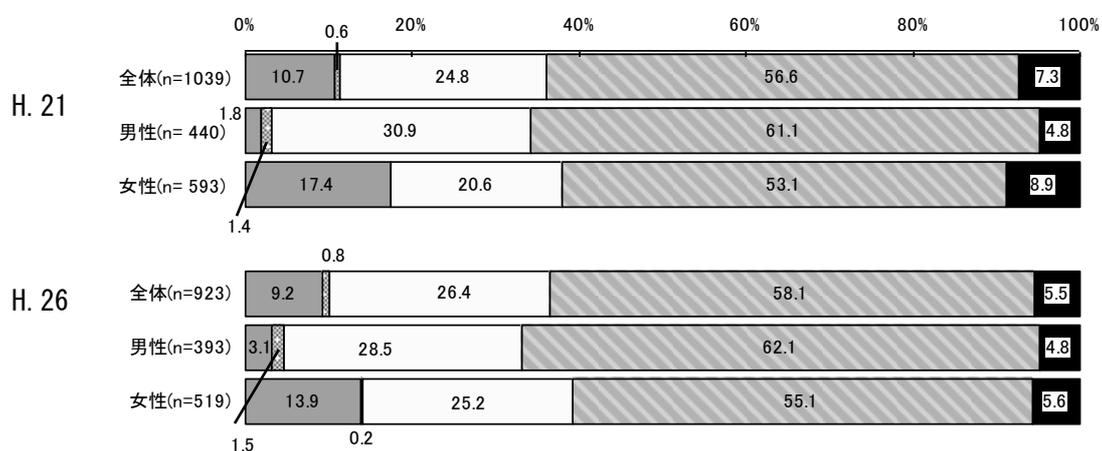
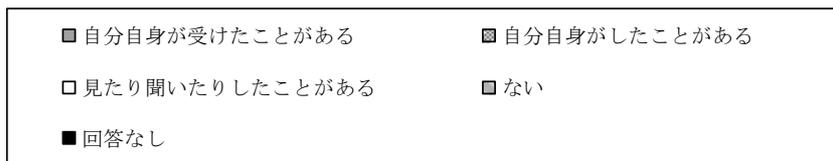


○ 倉敷市の女性の年齢別就業率（M字カーブ）



資料：国勢調査

○ あなたの身近なところ（職場・地域・学校）に、セクシュアル・ハラスメントがありますか。次の中から1つ選んでください。



めざす方向

男女がともに幅広い職種や業務で能力を発揮できるよう、雇用者側への男女平等な雇用機会と待遇確保の啓発を推進するとともに、M字カーブ問題の解消に向けた女性の就業率の向上を図ります。

また、就業希望者への能力開発の支援や起業に対するチャレンジ支援を進めていきます。

【評価指標】

評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H32)
企業内人権研修への参加人数（年間）	1,337人	1,600人
ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所の割合	28.6%	35%
働いている職場が、子育てに対する理解があると思っている人の割合	53.5%	84%
セクシュアル・ハラスメントを受けたことがある女性の割合	13.9%	10%
がんばる中小企業応援事業費補助金女性起業家ネットワーク支援補助事業採択件数	-	15件



施策の方向

④ 男女平等な採用・配置・昇進・待遇（セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止を含む）の促進

男女雇用機会均等法などの法令の周知を図るとともに、男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正などについて事業所などに働きかけ、性別にかかわらず、働きやすく、能力を発揮できる職場環境づくりを促進します。

施策	施策の内容	所管
企業内の男女平等と共同参画の意識の醸成	事業主等へ、人権問題について正しい理解と認識を深めるための企業内人権啓発研修の開催と啓発指導員の派遣を行う。	労働政策課
関係法令や制度に関する情報の提供	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性活躍推進法の趣旨や内容の周知を図るとともに、男女平等や共同参画に関する理解と協力を働きかける。	労働政策課 男女共同参画課
企業人事担当者の男女平等待遇確保の意識の醸成	公正採用人権啓発研修へ啓発指導員の派遣を行う。	労働政策課
男女平等な市職員の採用、配置等の実施	性別にかかわらず、適正な採用、配置等を行う。	人事課
企業内人権啓発研修の実施	企業内人権啓発研修において、人権侵害としてセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の認識と事業主の意識改革につながる啓発活動を行う。	労働政策課
セクシュアル・ハラスメント等の講座等の実施	事業所を対象にセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止のための講座等を実施し、広報・啓発に努める。	男女共同参画課
セクシュアル・ハラスメント等の相談窓口の充実	セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の相談窓口の充実に努める。	男女共同参画推進センター

⑤ 女性の就業継続と再就職の促進

女性が子育て等を経験しながらも、継続して就業したり、再就職するなど多様な働き方ができるような環境づくりと、情報提供を行います。

施策	施策の内容	所管
女性が働きやすい職場環境（風土）の意識啓発	男女を問わない育児休業の取得や職場復帰までの職場環境・風土について、事業所に向けた意識啓発を行う。	労働政策課
再就職のための講座の開催	ワーク・ライフ・バランスや自己理解について学ぶ「再就職を応援する講座」を開催する。	男女共同参画推進センター
市職員の意識づくり	男女平等と共同参画の意識をもち、率先して、男女共同参画社会の実現を担えるよう、職員研修を行う。	職員研修所

⑥ さまざまな職業への男女共同参画の促進

性別を問わず、さまざまな職業が選択でき、生きがいをもって働くことができる就業環境の確保を促進します。

施策	施策の内容	所管
男女共同参画社会づくり表彰の実施	男女共同参画を積極的に推進している事業所を表彰し、その取組を公表する。	男女共同参画課
事業主に対する正規雇用化促進についての働きかけ	ハローワーク倉敷中央管内の事業所に対して、正規雇用の働きかけを行う。	労働政策課
女性の認定農業者 ^{※1} の拡大	夫婦での共同申請が可能であることをパンフレット等により説明し、女性の認定農業者の拡大に努める。	農林水産課

⑦ 職業能力の訓練・開発及び起業の支援

女性の就業や起業に関する情報提供を行います。また、女性自身の意識や行動の改革を促せるよう、能力開発への教育・学習機会の充実を図ります。

施策	施策の内容	所管
非正規雇用から正規雇用への転換や再就職を希望する方に対する各種セミナーなどの案内	女性の職場におけるスキルアップにつながる講座やセミナーなどの広報活動を行う。	労働政策課
キャリアアップ講座の開催	国・県と協力して、就職に必要なパソコン技術などを習得できる講座を開催する。	男女共同参画推進センター
啓発パンフレットの設置・配布	国・県の啓発チラシや起業家支援に関する情報パンフレットを窓口を設置し、配布する。	男女共同参画推進センター
インキュベーション ^{※2} 施設の運営	創業5年以内の起業家に低廉な価格でのオフィス提供及びインキュベーションマネージャーによる経営指導などソフト・ハード両面から支援する。	商工課
起業家の育成支援	女性の起業家の出産時期におけるインキュベーション賃料を減額し、起業家の育成を支援する。	商工課
起業家等のネットワークの形成支援	市内における女性起業家・女性経営者及び起業を目指す女性を対象とした交流会又は勉強会に対し経費の一部を補助する。 ・女性起業家ネットワーク形成補助金	商工課

※1 認定農業者・・・農業経営基盤強化促進法に基づき、自らが作成する農業経営改善計画を市町村に認定された農業経営者。

※2 インキュベーション・・・成立して間がない新企業に国や地方公共団体などが経営技術・金銭・人材などを提供し育成すること。

【 市民の取組 】

- 就業規則などを確認し、働く場での条件、権利、義務を理解しましょう。
- ポジティブ・アクションについて学び、理解を深めましょう。
- 雇用・待遇上の問題やセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど、さまざまな問題の相談窓口の情報を把握し、困ったことがあれば速やかに相談しましょう。
- 性別や年齢、経験の有無などにかかわらず、自らの能力を高め、やりたいことにチャレンジする気持ちを持ちましょう。
- 就労や就農に役立つ情報を入手し、支援制度などを積極的に利用しましょう。
- 家事・育児・介護等にかかわる人の負担を軽減しましょう。

【 事業所の取組 】

- 職場における不合理な制度・慣習、年齢や性別により固定化した役割分担意識等に気づき、見直しましょう。
- 男女の均等な雇用や待遇の確保に努めましょう。
- 従業員の能力・キャリアの向上を目的とした研修、資格取得や能力向上の支援制度などを充実させましょう。
- ポジティブ・アクションを進め、その取組を公表しましょう。
- 子どもを対象にした職場見学会や就業体験を積極的に行い、家族への仕事の内容の理解を促進するよう努めましょう。
- セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどの対処方針を規程等で明確化し、防止のための対策を講じましょう。
- 幅広い相談に対応するための窓口を設け、事実関係を迅速かつ正確に確認しましょう。

重点目標3 家庭，地域社会における男女共同参画の促進

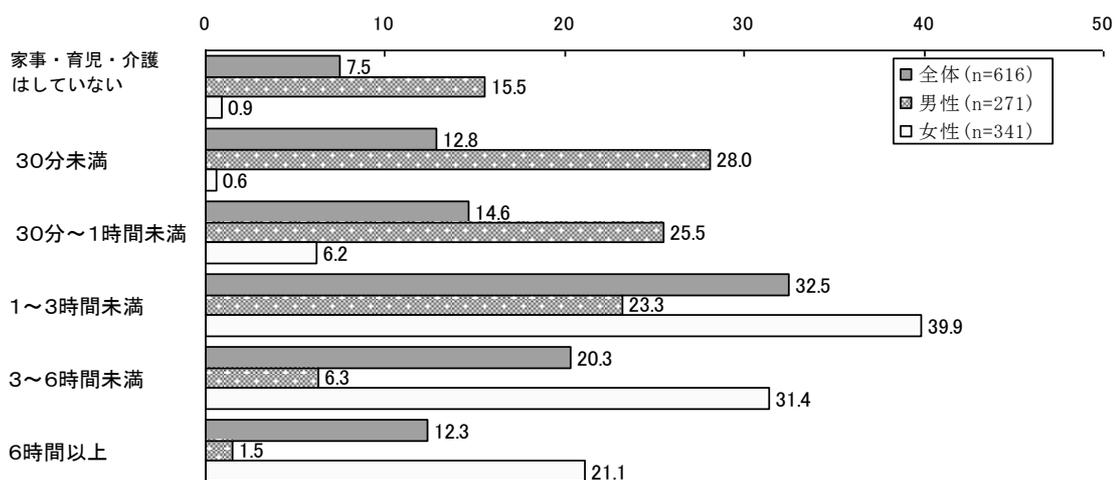
現状と課題

家庭生活は，家族一人ひとりが，家事・育児・介護といった家庭の責任をともに担うことが大切です。また，地域における固定的な性別役割分担を解消し，すべての人が地域住民の一人として多様な意見を出し合い，協力する意識を持つように働きかけることが必要です。

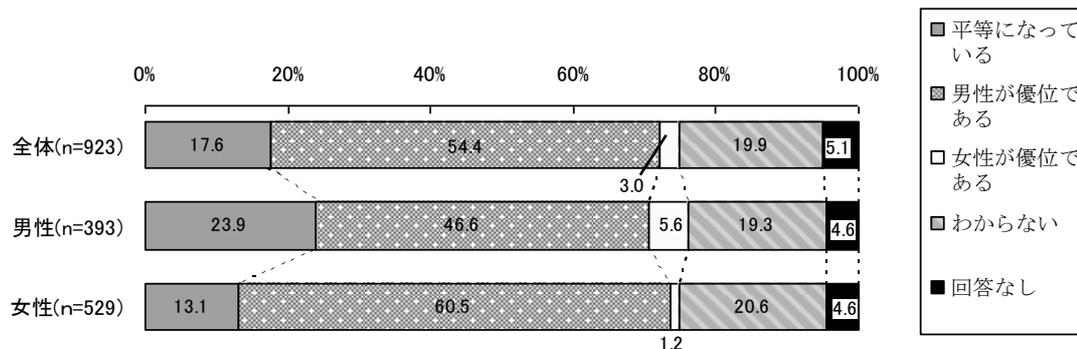
- ・市民アンケートでは，1日の家事・育児・介護にかかわる時間は，男性は「30分未満」が28.0%，「30分～1時間未満」が25.5%，「していない」が15.5%と，1時間未満が約7割となっており，女性は，「1～3時間未満」が39.9%，「3～6時間未満」が31.4%であり，女性が家事・育児・介護の責任の多くを担っていることがうかがえます。
- ・男性が家事・育児・介護にかかわることが少ない状況から，男性の家庭生活への参画を促進すべく，男女を区別する昔ながらのしきたり等を見直す意識啓発を推進し，男女が同じ立場で，意見を出し合える仕組みづくりが必要です。
- ・市民アンケートでは，地域社会の中の男女の平等について，全体，男女ともに，「男性が優位である」が最も高くなっています。特に近年では，大規模な自然災害が発生しており，災害対策が重要視されています。災害時には，男女共同参画の視点を踏まえ，一人ひとりが互いを尊重し，協力することが求められます。このため，男女が協力しながら地域を担う意識を高め，参画を促進することが必要です。
- ・メディア[※]では，グローバル人材の育成の必要性が叫ばれている一方で，地域の日常生活の中では，外国人や異なる文化を受け入れようと心掛けている人の割合は増えていません。相互理解のための啓発を進めるとともに，外国人が地域活動に参加し，地域に溶け込みやすくなるような支援が必要です。

※ メディア・・・情報などの媒体。特に新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの情報媒体。

- 【結婚している方におたずねします。】あなたが一日（平日）に家事・育児・介護に関わる時間はどれくらいですか。次の中から1つ選んでください。



- 「地域社会の中で」について、男女は平等になっていると思いますか。それぞれ1～4の中から1つ選んでください。



めざす方向

家庭や地域などでの固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく，誰もが男女共同参画について正しく認識し，男女がともに責任を持って家庭，地域活動を担い，社会のさまざまな分野に参画できるよう，社会的支援の充実と環境整備に努めます。

また，防災分野における男女共同参画，国際化の中での男女共同参画についても対策を講じます。

【評価指標】

評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H32)
家庭の中で，男女が平等になっていると思う人の割合	42.8%	50%
地域の中で，男女が平等になっていると思う人の割合	17.6%	25%
「男は仕事，女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	42.7%	55%
家庭教育学級参加者数	13,429人	15,000人
子育てを家族で協力して行っている人の割合	84.3%	92%



施策の方向

⑧ 家庭における男女共同参画の促進

男性の家事・育児・介護等の家庭生活への参画を促進するため、男女共同参画への男性の理解の促進や意識改革を図ります。

また、男性の意識だけでなく、周囲（両親などの年配者、地域住民等）の意識を変革すべく、家庭教育支援に努めます。

施策	施策の内容	所管
家庭の教育力向上のための支援	保護者や地域住民等を対象に、集団で学習する「家庭教育学級」の中でも、養育者や保護者の男女平等と共同参画意識を高め、明るい家庭づくりと家庭教育力の向上を図る。	生涯学習課
男性の生活・自活能力を高めるための事業の実施	地域にもっとも身近な生涯学習施設である公民館等において、男性の生活・自活能力を高めるための事業を関連部署と連携しながら、展開する。 ・くらしき市民講座などの各種講座の開催	市民学習センター 男女共同参画推進センター
男性の家事・育児・介護への参画意識の醸成	男性の家事・育児・介護への参画をテーマにした講座を開催し、意識の醸成に努める。	男女共同参画推進センター

⑨ 地域における男女共同参画の促進

地域活動において、一人ひとりが持っている知識や経験、能力を十分に発揮できるよう、性別や年齢による固定的な役割分担意識を解消し、地域で暮らす誰もが地域社会の担い手となる意識を啓発します。

施策	施策の内容	所管
人材育成のための講座等の実施	各種講座を実施し、さまざまな分野で活躍できる人材の育成に努める。	男女共同参画課 男女共同参画推進センター
地域で実施される啓発活動への支援	人権学習推進事業を通して、地域で取り組まれる男女平等と共同参画意識の啓発活動への支援に努める。	市民学習センター
男女共同参画社会づくり功労者の表彰	男女共同参画を積極的に推進している市民を表彰し、その取組を公表する。	男女共同参画課

⑩ 防災における男女共同参画の促進

男女のニーズの違いや、障がい者・高齢者など災害時に困難に直面する人々に配慮すること、また性別や年齢にかかわらず防災に参画することなど、男女共同参画の視点を組み入れた防災対策に取り組みます。

施策	施策の内容	所管
自主防災組織への男女共同参画の促進	自主防災組織、地域での防災活動への女性参画の向上を働きかける。	防災危機管理室
防災士の育成	防災士育成講座を実施し、女性の視点も取り入れた防災活動についての啓発を行う。	防災危機管理室

⑪ 国際化の中での男女共同参画の促進

互いの文化や価値観を理解し尊重する視点をもつとともに、国際感覚を育む学習や外国人との交流の機会を提供します。

施策	施策の内容	所管
国際相互理解の促進	外国人とふれあう場を提供し、相互理解を図る。	国際課
外国における男女共同参画の学習	外国のジェンダー*意識や男女共同参画についての講演会等を開催する。	男女共同参画推進センター

* ジェンダー・・・人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。

【 市民の取組 】

- 日常的に使用されている「男は仕事，女は家庭」，「女（男）のくせに」などという考え方を改め，「個人」として，多様な生き方，個性を認め合いましょう。
- 男女平等や共同参画，家庭教育支援に関する講座や講演会などに積極的に参加し，学んだことを実践しましょう。
- 男性も女性も，積極的に家庭での家事・育児・介護や，地域での防災活動などにかかわりましょう。
- 日ごろから，家庭や周囲と男女共同参画について話し合う機会をもちましょう。
- 国際交流の場へ積極的に参加しましょう。

【 地域の取組 】

- 自治会・町内会などの地域活動で，「男だから，女だから」という意識にとらわれないよう心がけましょう。
- 男女平等や共同参画に関する講座を企画しましょう。
- 地域に住む外国人と交流の場を増やし，多文化共生の意識を醸成しましょう。

【 事業所の取組 】

- 地域住民に対し，職場見学会や事業所内イベントを公開し，従業員とともに，地域コミュニケーションを深めましょう。
- 国際交流等の各種事業や講演会を開催し，市民への参加を積極的に呼びかけましょう。
- 人種，国籍等が異なる従業員がいる場合に，従業員にお互いの国の情報を交換し合ったり，考え方を学んだりできる場を提供するなど，コミュニケーションを促進しましょう。

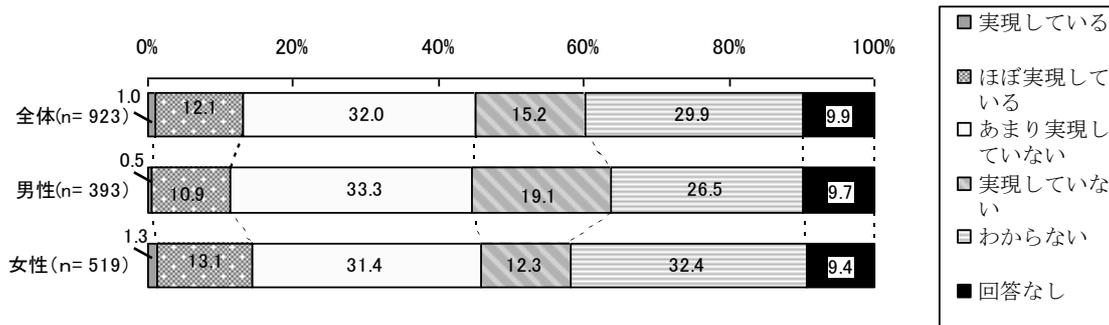
重点目標4 政策・方針決定過程への女性の参画促進

現状と課題

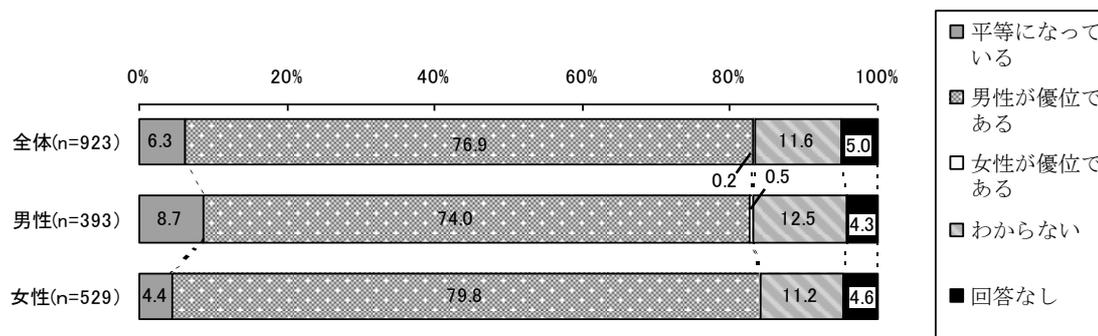
政策・方針等の意思決定における男女共同参画を進めていくためには、一人ひとりが社会や政治に関心を持つとともに、あらゆる活動に男女がともに参画し、責任と役割を担う意識を持つことが求められます。

- 市審議会等における女性委員の登用や市職員の管理職への女性の登用は徐々に進んできていますが、審議会委員における女性の割合は平成26年では目標値の40%を下回っており、女性の登用を推進する具体的な方策が必要です。
- 市民アンケートでは、あらゆる分野で女性が登用され、方針決定の場へ女性が参画することについて、「あまり実現していない」「実現していない」を合わせると全体47.2%、男性52.4%、女性43.7%となっており、約5割となっています。
- 地域においても、通常地域活動は女性に支えられている面が多いにもかかわらず、方針決定の場への女性の参画は十分でないため、男女共同参画を進めるリーダーの育成を図っています。今後は、リーダーを増やすとともに、リーダーの活躍によって地域での男女共同参画が推進されることが望まれます。
- 女性が働く場で活躍すること、事業所等の責任ある地位で活躍することは、事業所の競争力強化、経済の発展にもつながります。「女性活躍推進法」では、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用などを基本原則とし、地方公共団体や民間事業主に、10年間の具体的な行動計画を策定（労働者300人以下の民間事業主については努力義務）するよう求めています。

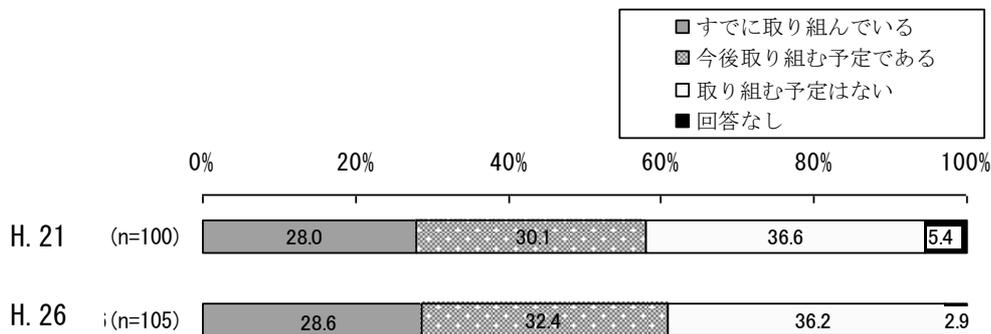
- 「あらゆる分野で女性が登用され、方針決定の場へ女性が参画すること」について、倉敷市の男女共同参画は進んでいると思いますか。それぞれ1～5の中から1つ選んでください。



- 「政治の中で」について、男女は平等になっていると思いますか。それぞれ1～4の中から1つ選んでください。



- あなたの事業所ではポジティブ・アクションに取り組んでいますか。



めざす方向

市のあらゆる施策に多様な価値観と発想を取り入れるため、政治・経済・地域など、さまざまな分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、事業者や団体等へ働きかけを行います。その環境づくりとして、女性がその持てる力を十分に発揮できるよう、人材育成等の支援に努めます。

【評価指標】

評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H32)
市の審議会等の女性委員比率（地方自治法第202条の3に基づく審議会等のうち広域除く）	29.6% (H27)	40%
女性委員のいない審議会等の数（地方自治法第202条の3に基づく審議会等のうち広域除く）	9	5
市職員の女性管理職比率	23.02% (H27.4)	25.5% (H33.4)
男女共同参画人材バンク登録者数(累計)	101人 (H13~26 累計)	150人 (H13~32 累計)

施策の方向

⑫ 行政における女性の参画促進

政策・方針決定過程への女性の参画の必要性や効果について周知を図るとともに、審議会や各附属機関の委員等への積極的な女性の登用に取り組み、さまざまな意見を十分反映できる市政運営に努めます。

施策	施策の内容	所管
各種審議会等の女性委員の登用の促進	各種審議会等の女性委員の比率が上昇するよう、各種審議会等を所管している担当課に対し、女性委員の積極的な登用を求める。	総務課 男女共同参画課
	男女共同参画セミナー修了生のうち希望者を審議会等の委員候補者として登録するなど、方針決定過程へ参画できる人材を育成する。	男女共同参画課
男女平等な市職員の管理職への登用	性別にかかわらず、真に能力ある人材を管理職に登用する。	人事課
女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定及び公表	女性職員の活躍に関する状況把握・課題分析を踏まえ、女性の活躍を推進するための取組を規定した行動計画を策定し、これを公表する。また、毎年、その取組状況を公表する。	人事課

⑬ 地域活動における女性の参画促進

自治会・町内会、PTA等の方針決定の場における女性の登用に関する意識啓発や情報提供を行い、女性と男性が対等な立場でともに参画し、地域活動の方針を決定することができるよう取り組みます。

施策	施策の内容	所管
地域リーダーの養成	まちづくりサロン（会議）を通じて、地域のリーダーを養成するとともに、性別によらない組織の意思決定の仕組みづくりを啓発する。	市民活動推進課
男女共同参画推進リーダーの養成	パートナーシップ向上セミナーを開催し、男女共同参画について広く学び、学習の成果を地域で広めてもらうとともに、審議会等の委員としての人材を養成する。	男女共同参画推進センター

⑭ 事業所における女性の参画促進

あらゆる機会を通じて、女性の登用について、事業所・各種団体等に協力要請を行い、社会的機運の醸成を図ります。その際、ポジティブ・アクション（ここでは女性の労働者に対する積極的な登用・改善策）に関する情報の提供等により、可能な範囲で、実効ある方策が取り入れられるよう協力を依頼します。

施策	施策の内容	所管
事業主に対する女性の方針決定過程への参画の拡大についての働きかけ	ハローワーク倉敷中央管内の事業所に対して、女性の方針決定過程への参画の拡大を働きかける。	労働政策課

【 市民の取組 】

- 審議会等に興味をもち、傍聴しましょう。
- 市の審議会委員の公募等にすすんで応募しましょう。
- さまざまな方針決定の場で男女双方の意見が反映されているかどうかに関心を持ちましょう。
- 研修会や講座に積極的に参加し、男女共同参画について学びましょう。
- 自治会やPTAなどの地域活動の役員として、男女を問わず、積極的に参画しましょう。
- 地域のボランティア活動へ家族で参加しましょう。

【 地域の取組 】

- 自治会・町内会、PTAなどの地域活動の役員に、積極的に女性を登用しましょう。
- NPOなどの市民公益活動団体の役員に、性別による偏りがない登用をしましょう。

【 事業所の取組 】

- 政府が掲げた「2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度」という目標の達成に向け、努力しましょう。
- 女性活躍推進法の趣旨にかんがみ、女性の適材適所の登用に留意し、更に踏み込んだポジティブ・アクションを実行しましょう。
- 従業員の地域活動やボランティア活動を支援しましょう。

基本目標Ⅱ 男女平等と共同参画を実現する基盤を創る

重点目標5 男女平等と共同参画の意識の浸透

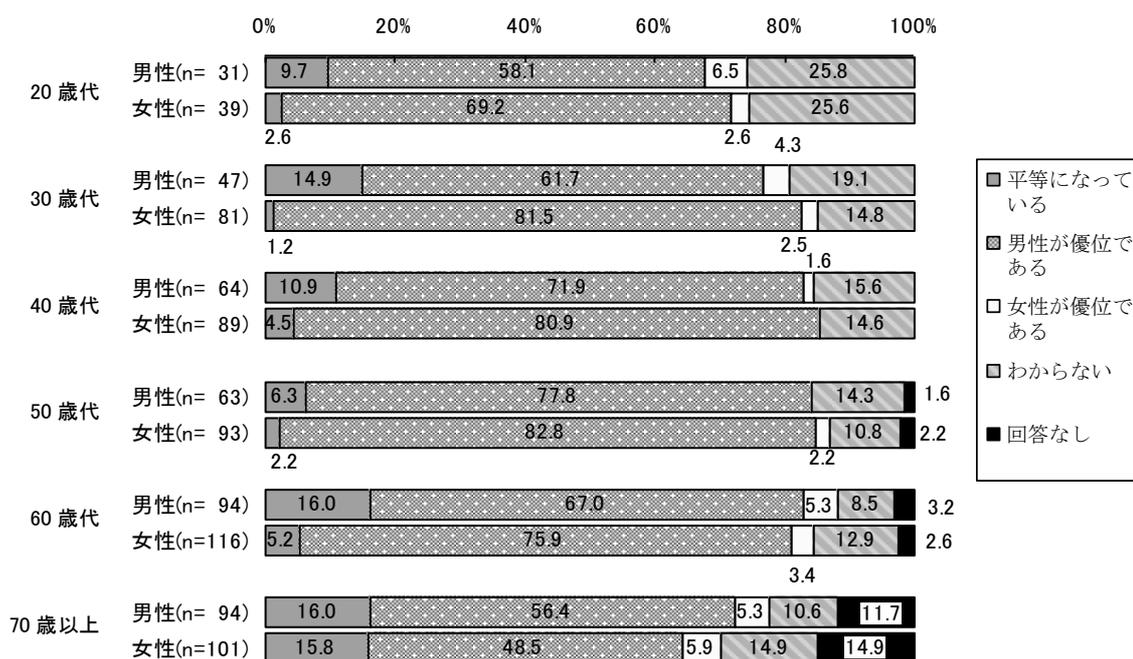
現状と課題

市民一人ひとりが、性別にかかわらず一人の人間として尊重され、その能力や個性を十分発揮することのできる男女共同参画社会を実現するためには、家庭、学校、地域、働く場などあらゆる場において、男女平等と共同参画の意識づくりに向けた学習機会の提供や啓発が必要です。また、男女共同参画社会の形成に関する調査・研究を継続的に進め、その情報を広く市民に提供し、男女共同参画に対する市民の意識を高めることが重要です。

- 市民アンケートでは、慣習・しきたりについての平等感は、いずれの年代でも「男性が優位」の回答が最も多く、男女平等でないと多くの人が感じていることがわかります。男女平等と共同参画の視点に立って、日常のさまざまな場に存在する固定的性別役割分担意識に基づく社会制度や男女差別を助長するような慣行などに、気づくことが必要です。
- 市民アンケートでは、学校の中の男女の平等について、「平等になっている」と回答した人は、全体 29.7%、男性 30.3%、女性 29.9%となっており、男女がほぼ近い数値になっていることから、教育現場で実施されてきた人権教育・男女平等教育等の効果がうかがえます。
- 知識習得や意識啓発を中心とした取組から、市民の幅広い年齢層に、身近でわかりやすく、男女共同参画の意義や必要性について理解を促し、実践につながる啓発活動を行うことが必要です。
- 広報紙などの市の刊行物や市のホームページなどで、人権や男女平等・共同参画に配慮した広報活動を率先して行っていくことが重要です。

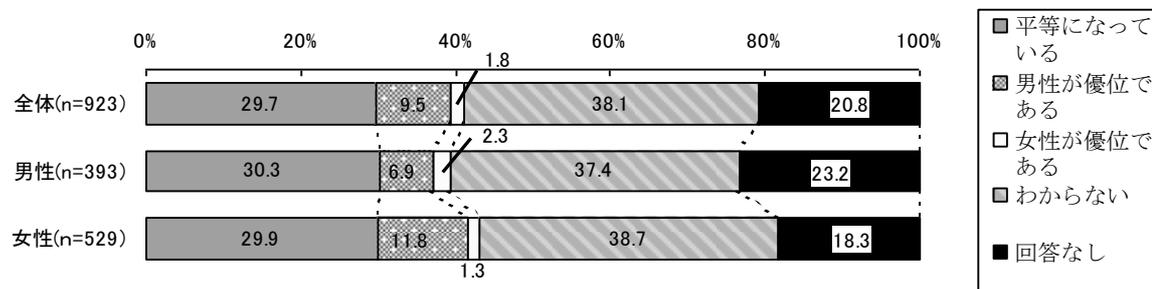
○ 「慣習・しきたり」について、男女は平等になっていると思いますか。

それぞれ1～4の中から1つ選んでください。



○ 「学校の中で」について、男女は平等になっていると思いますか。

それぞれ1～4の中から1つ選んでください。



めざす方向

一人ひとりが個性を生かし、社会のさまざまな分野に参画することができる男女共同参画社会を実現するため、家庭、学校、地域、働く場などで、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、誰もが男女共同参画について正しく認識できるよう、さまざまな機会を通してわかりやすく広報・啓発活動を行います。

さらに、次世代を担う子どもたちには、より重点的に男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

【評価指標】

評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H32)
慣習・しきたりで、男女が平等になっていると思う人の割合	8.8%	13%
学校の中で、男女が平等になっていると思う人の割合	29.7%	40%

施策の方向

⑮ 社会制度・慣行の見直しに向けた啓発の充実

市民一人ひとりが男女共同参画の意義に対する理解を深め、家庭、学校、地域、働く場などにおいて、固定概念にとらわれた社会制度や慣行の見直しを行うことにより、男女共同参画の積極的な実践につながるよう、多様な媒体を活用し、幅広い年齢層に対して身近でわかりやすい意識啓発に努めます。

施策	施策の内容	所管
社会制度・慣行等の見直しに向けた啓発活動の実施	広報紙や啓発パンフレット、ホームページを通して、社会制度・慣行等を見直すきっかけとなるような広報・啓発に努める。 ・くらしき男女共同参画フォーラムの開催 ・男女共同参画セミナー、作品展の開催 ・情報誌「WITH テリア」、リーフレットの発行 ・出前講座の実施 ・懸垂幕の掲示と啓発パネルの展示	男女共同参画課 男女共同参画推進センター

⑩ 男女共同参画意識を育む教育の推進と環境整備

男女共同参画の視点に立った人権教育等を継続して推進し、子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進に努めます。また、学校、地域、家庭の連携を図り、多様な教育活動の中で、発達段階に応じた男女平等教育を充実し、男女共同参画の意識を啓発していきます。

施策	施策の内容	所管
保育・教育の場における男女平等と共同参画の意識づくり	保育・教育関係者対象の男女平等教育と共同参画に関する研修会等の充実を図り、あらゆる保育・教育活動を通して、男女平等と共同参画の意識を育てる。 ・男女平等教育を進める研修プログラムの作成 ・保育・教育関係者対象の研修会・講演会の開催	保育・幼稚園課 人権教育推進室 指導課
	固定的性別役割分担の点検や男女混合名簿の導入等により、真に男女平等な環境づくりと子どもの心身の発達段階に応じた保育・学習内容と指導の充実を図る。また、個人の能力に応じて進路選択ができるよう、男女共同参画の視点に立った生徒指導・進路指導に努める。 ・男女平等教育に関する指導資料の整備 ・男女混合名簿の導入 ・男女共同参画の視点での進路に関する学習の充実	保育・幼稚園課 人権教育推進室 指導課
性・命にかかわる保育・教育の充実	年齢や発達段階に応じた適切な性教育を実施するとともに、命の尊さについての保育・教育の充実に努める。 ・発達段階に応じた適切な性教育の実施 ・発達段階に応じた命の尊さについての保育・教育の実施	保育・幼稚園課 人権教育推進室 指導課
男女平等に関する資料の作成と活用	中学2年生を対象に啓発誌「ONE STEP UP」を、学級活動、人権学習、総合的な学習の時間等で活用するため、市内全中学校へ配布する。	男女共同参画課
相談体制の拡充	男性の男女共同参画に関する相談を行う。	男女共同参画推進センター
人権教育の推進	保育・教育の場や社会教育の場などさまざまな学習の場で、男女平等観が形成される人権教育の推進を図る。	保育・幼稚園課 人権教育推進室 指導課 男女共同参画課

⑰ 多様な生涯学習の機会の提供

幅広い世代の市民に対する講座等を開催するなど、さまざまな媒体や多様な機会の活用を通じて学習の場の提供に努め、男女共同参画が「自分の問題」として認識できるよう理解の促進に努めます。

施策	施策の内容	所管
男性や若者も参加しやすい講座・セミナー等の開催	開催日時の工夫等、男性や若者も参加しやすい学習の場を提供し、男女共同参画の意義についての理解を促進する。	男女共同参画課
公民館における講座の充実	地域にもっとも身近な生涯学習施設である公民館において、男女平等と共同参画の意識啓発につながる事業を関連部署と連携しながら、展開することにより、啓発活動に努める。	市民学習センター

⑱ 男女共同参画に関する調査・研究の推進と情報収集・提供

男女共同参画に関する調査・研究を継続的に進め、その情報を広く市民に提供し、男女共同参画に対する市民の意識を高めます。

施策	施策の内容	所管
男女共同参画に関する情報の収集・提供	図書館などにおいて、男女共同参画に関する書籍の収集・貸出を行ったり、男女共同参画に関する特集を行ったりすることで、市民の個々の意識啓発や各種啓発活動を支援する。	中央図書館 市民学習センター
	市民及び事業所を対象に、男女共同参画に関するアンケートを実施し、結果をホームページや冊子により公表し啓発を図るとともに、ダイジェスト版を出前講座などで啓発資料として活用する。	男女共同参画課
	国・県・他都市等の男女共同参画に関する資料等を収集し、ホームページ等を通じて情報提供を行う。	男女共同参画課 男女共同参画推進センター
	人権や男女平等・共同参画に関するビデオの収集・貸出を行う。	人権推進室

【 市民の取組 】

- 子どもが学習していることに関心を持ち、子どもと男女平等について話し合う機会をもちましょう。
- 男女平等や共同参画，社会制度・慣行の見直しなどに関する講座や行事などに積極的に参加し，学んだことを実践しましょう。
- 男女平等や共同参画について，学んだことを話し合い，自己学習に努めましょう。
- 身近な生活の中で，性別を理由とする不条理な慣行に気づき，話し合い，見直していきましょう。

【 地域の取組 】

- 地域として，社会制度・慣行の見直しに関する事業へ積極的に参画しましょう。
- 市の出前講座を活用しましょう。

重点目標 6 男女平等の視点に立った人権の尊重

現状と課題

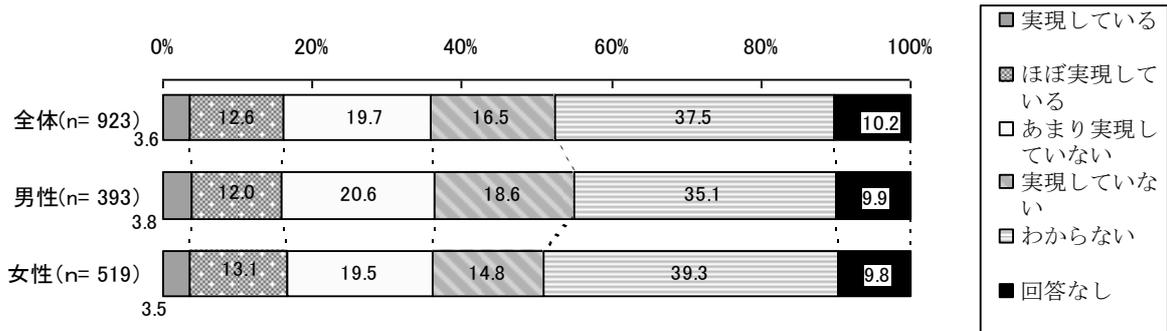
すべての人が平和で心豊かに暮らしていくためには、男女の差別が解消され、一人ひとりの人権が尊重されることが何よりも大切です。固定的性別役割分担にとらわれない表現や性差別につながらない表現の促進等、男女の人権に配慮した取組が重要です。

- 男女共同参画社会の実現の基本となるべきものは人権の尊重です。誰もが生まれながらにして持っている人間としての権利は、いかなる場合でも尊重されなければなりません。
- 近年、多様なメディアを通じた人権侵害が問題となっている中、固定的性別役割分担意識などにとらわれた表現や、過激な暴力を扱った表現もあり、表現の自由を尊重しつつも、人権に配慮した情報発信が求められています。
- 売買春や児童買春、アダルトビデオなど、性を「もの」として扱うことは、人間の尊厳を傷つけるものであり、性の商品化を許さない意識の醸成が必要です。
- すべての人が互いを認め合い、ありのままの自分で暮らしていける社会を実現するため、性的指向^{※1}と性別違和^{※2}について、理解を深めることが必要です。

※1 性的指向・・・恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

※2 性別違和・・・生物学的な性別（からだの性）と自己意識（心の性）の不一致により違和感を覚えること。

○ 「メディアの露骨な性や暴力の表現をなくすこと」について、倉敷市の男女共同参画は進んでいると思いますか。それぞれ1～5の中から1つ選んでください。



めざす方向

家庭、学校、地域、働く場など、あらゆる場で男女の人権が尊重される社会をめざします。このため、市民一人ひとりへの人権尊重意識の啓発、メディアにおける人権に配慮した表現の促進、性を尊重する意識の浸透など人権侵害を防止する取組を進めます。

また、性的指向や性別違和を理由として困難な状況に置かれている人たちへの正しい理解と人権に配慮した社会づくりを進めます。

【評価指標】

評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H32)
日々の生活の中で、身の回りの人権が大切にされていると思う人の割合	50.6%	70%

施策の方向

⑱ メディア等における男女の人権に配慮した表現の促進

人権侵害につながる表現がないか、男女の固定的な概念につながる表現がないか市全体でチェックしていきます。

施策	施策の内容	所管
表現の配慮の推進	市の刊行物やウェブサイト※において、人権や男女平等・男女共同参画に配慮した表現を推進する。	くらしき情報発信課 男女共同参画課

⑳ 性の商品化を許さない意識の浸透

性を「もの」として扱うことは、人間としての尊厳を傷つけることにつながるため、性を尊重する意識の浸透を図ります。

施策	施策の内容	所管
性に起因する人権侵害や犯罪の防止の啓発	性に起因する人権侵害や犯罪を防止するため、広報・啓発に努め、市民意識の醸成を図る。	男女共同参画課

㉑ 性的指向と性別違和に関する理解の促進

その人らしさが尊重され、幸せに暮らせる社会を実現するため、性的指向や性別違和を理由として困難な状況に置かれている人たちの人権に配慮した社会づくりを進めます。

施策	施策の内容	所管
性的指向と性別違和に関する理解の促進	性的指向と性別違和に対する偏見や差別の解消をめざし、性的指向等に関する正しい知識と理解を深め、問題解決に向けた啓発活動に取り組みます。	男女共同参画推進センター
性的指向と性別違和を感じる児童生徒に対するきめ細かな対応	学校生活において、自分の性別に違和を感じる児童生徒に対し、個別の事案に応じ、心情等に配慮した対応を行う。また、性的指向や性別違和により悩みを抱える児童生徒に対する相談体制等を充実させる。いかなる理由でも、学級等でいじめや差別を許さない人権教育を積極的に推進する。	人権教育推進室 指導課 保健体育課

※ ウェブサイト・・・インターネット上で、さまざまな情報を提供するページやその集り。

【 市民の取組 】

- ジェンダーの視点でメディアを読み解き、使いこなす能力(メディア・リテラシー※)を身につけ、メディアの単なる受け手でなく批判できる利用者になりましょう。
- 身の回りで性が「もの」として取り扱われていないか、メディアからの人権侵害の恐れのある情報はないかを注視しましょう。
- 売買春は犯罪であるとの認識をもち、性を商品としているポスターやチラシなどに「NO」の意思表示をしましょう。
- 性別指向と性別違和への理解を深めましょう。

【 地域の取組 】

- 性に起因する人権侵害や犯罪を許さない意識啓発など、町内会等での広報に協力しましょう。

【 事業所の取組 】

- メディアが自主的に、人権侵害につながりかねない表現の是正に努めましょう。
- 性別にとらわれない多様な生き方の表現について、積極的に取り組みましょう。
- CMやPR用のチラシ、ポスターなどを作成する場合は人権に配慮しましょう。
- 過度な性や暴力に関する表現を商品化したり、販売などをしたりしないようにしましょう。

※ メディア・リテラシー・・・メディアが発信する情報を批判的に分析し、メディアに対して主体性をもつ能力と、メディアを使って自分自身の考えを表現する能力。メディアから発信される固定観念を見極める能力や固定観念にとらわれない表現を使った発信能力のこと。

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる生活環境を創る

重点目標7 生涯を通じた女性の健康支援

現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、相手に対する思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会を形成する上で重要です。

生涯にわたって健康で自分らしい生活を送るためには、男女の異なる健康上の問題を社会全体で総合的に支援することが必要です。特に、女性はその心身の状況が思春期、出産期、更年期、老年期等の各段階に応じて大きく変化する特性があり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を重視した対応が求められています。

- 生涯にわたって健康で明るく、充実した日々を自立して自分らしく過ごすためには、女性と男性の身体の仕組みの違いを理解し、ともに自らの心と身体の健康管理を行い、性と生殖の観点から、女性・男性それぞれ特有の疾患やそのライフスタイルや世代によって生じてくるさまざまな健康上の問題に、より積極的に取り組むことが重要です。
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツ[※]についての考え方が十分浸透しておらず、性についてはさまざまな情報が氾濫し、誰もが正しい知識を身に付けているとは必ずしも言えない状況です。性に対する正しい知識を持ち、自己決定できるよう適切な情報提供や相談体制などの健康づくりの支援を充実していくことが求められています。
- 女性は妊娠・出産時などに女性特有の健康問題があり、生涯を通じた健康の保持のためには性差に応じた予防対策（健康づくり支援）が必要です。

※ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ・・・妊娠・出産というしくみを体にもつ、女性の一生を通じた健康のこと。強制でなく安全で満足な性生活を営めること、また、いつ何人子どもを産むか、あるいは産まないかということを女性自身の意思で選択していく権利を、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖の自己決定権）という。これらを総称して「性と生殖に関する健康及び権利」と訳されている。

めざす方向

生涯を通じて地域の中で心豊かに暮らすためにも、男女がそれぞれの健康課題に対応できるよう、健康づくりや介護予防についての正しい知識を普及し、健康づくり支援の充実を図ります。

また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関しては、男女がともに正しい知識を持ち、双方がより良い関係を保つことができるよう理解の促進に努めます。

【評価指標】

評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H32)
乳がん視触診検診受診率（市検診対象者に対する率）	22.6%	30%
子宮頸がん検診受診率（市検診対象者に対する率）	20.8%	30%

施策の方向

⑳ 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

市民が生涯を通じて健康を保持できるよう、生活習慣病予防やその他の疾病予防に関するさまざまな情報提供・健康相談事業を実施し、男女の性差に応じて主体的に心と体の健康づくりに取り組むことを支援します。

施策	施策の内容	所管
健康相談の充実	心や体の悩みなどについて、窓口や電話などの健康相談を充実する。	健康づくり課
母子保健施策の充実	母子の健康な生活を支援するため、妊娠から出産子育てまでの一貫した健康診査、保健指導、相談などのサービスを充実する。	健康づくり課
さまざまな悩みについての相談体制の充実	健康や生活の安定と自立のために、必要に応じて適切な相談ができるよう各種相談の相談時間・体制の充実を図る。また、専門相談員を配置するなど質の向上や相談しやすい環境をつくる。	男女共同参画推進センター

施策	施策の内容	所管
心の健康づくり支援	自殺やうつ病予防など心と体の健康づくりのための知識の普及や啓発、相談体制の充実を図る。 ・心の健康づくりに関する普及・啓発の実施 ・心の健康相談の充実 ・職域と連携した支援	保健課
疾病予防と健康づくりの充実	性差を踏まえた心身の健康に関する正しい知識の普及・啓発を行い生活習慣病の予防対策を推進する。 ・検診の受診機会の少ない女性への検診機会の提供 ・働く女性に配慮した検診の実施	健康づくり課

⑳ 女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての意識づくり

子どもを産むかどうか、子どもの数、出産間隔、出産する時期を、女性自身が選択できるよう、性と生殖に関する健康・権利を啓発するとともに、エイズや性感染症等の健康をおびやかす問題について対策を講じます。

また、男女が互いの身体的性差を理解し、男女は異なる健康上の問題が生じることへの理解の促進に努めます。

施策	施策の内容	所管
安全な妊娠出産の確保	妊娠・出産期の健康管理の充実とともに、経済的負担の軽減を図る。 また、妊娠を望む女性への不妊治療に関する相談・経済的支援の充実を図る。 ・おやこ健康手帳の交付・妊婦相談の実施 ・妊婦健康診査公費負担・特定不妊治療費助成など経済的支援の実施 ・産後ケア事業	健康づくり課
望まない妊娠や性感染症の予防のための正しい知識の普及	エイズや性感染症の予防に関する啓発活動、相談・検査を通じて健康支援をする。 ・エイズや性感染症に関する普及啓発、相談、検査の実施	保健課
出前講座の開催	「いつまでも輝いて 女性の健康を応援します」をテーマに出前講座を開催し、健康づくりを支援する。 ・乳がん、子宮頸がんの早期発見、早期治療の必要性を啓発	健康づくり課
心と体の健康講座の実施	女性の心と体の健康をテーマとする講座を実施し、健康づくりについての啓発に努める。	男女共同参画推進センター
女性の検診の受診勧奨	小学校、幼稚園、保育園等へ出向き、子育て期の女性に向けて女性のがん検診の必要性を啓発する。	健康づくり課

【 市民の取組 】

- 悩みを一人で抱え込まず、家族や友人、専門家、公的機関等に相談しましょう。
- ライフスタイルや世代に応じた心と体の健康づくりに向けた講座や講演会などに積極的に参加しましょう。
- 健康診査などを積極的に受診し、自分の健康づくりに主体的に取り組みましょう。
- 性に関する正しい知識をもち、性感染症を予防しましょう。
- 男女がそれぞれの体の特性を理解し、お互いの性を尊重し、対等な関係で意思の疎通を図りましょう。
- 周囲に気を配り、一人で悩んでいる人がいたら、声をかけたり、相談窓口を紹介しましょう。

【 地域の取組 】

- 身近な地域のみんなが協力して健康づくりに取り組みましょう。

【 事業所の取組 】

- 従業員が健康問題を抱えていることに気づいたときは、相談窓口やさまざまな援助制度への申請手続き等の情報を提供しましょう。
- 従業員から妊娠の報告があったときは、保健指導・健康診査受診時間の確保、医師等の指導に基づく作業制限、勤務時間短縮等措置等を行きましょう。
- ライフスタイルや世代に応じた心と体の健康づくりに向けた講座や講演会などを豊富に展開し、多くの方が参加しやすい環境を整えましょう。
- 母性保護、母性健康管理などに関する事業所内の規程を整備し、管理監督者を含む全労働者に周知・啓発しましょう。
- 男女それぞれに特有の疾患に関する情報を収集するなど、性差に応じた従業員に対する健康管理に配慮しましょう。
- うつ病を早期に発見し予防するため、職場での心の健康づくりに取り組みましょう。

重点目標 8 困難を抱える人々への支援

現状と課題

非正規雇用や単身世帯・ひとり親世帯の増加、またグローバル化[※]の進展など、社会や経済の状況が急激に変化していくなかで、貧困や社会的孤立等の困難を抱える人が増加しています。支援を必要とする世帯には複合的な問題がある場合も多く、多面的に支援する必要があります。

男女共同参画の視点に立ち、さまざまな困難を抱える人々が安心して暮らせるよう、各世帯の実情に応じた、切れ目のない、きめ細かな支援が求められています。（セーフティネット機能）

- 女性は結婚や出産、育児等の影響を受けやすく、また、家計補助的な非正規雇用を特徴とする働き方や離婚等により、生活上の困難に陥ることも少なくありません。長期的な展望に立って安心して暮らせるよう支援することが必要です。
- 特に、高齢単身女性世帯や母子世帯等ひとり親世帯が、貧困など生活上の困難に直面することが多いため、生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取組が必要です。さらに、貧困等の次世代への連鎖を断ち切るため、個人のさまざまな生き方に沿った支援が必要です。
- 困難に直面してもコミュニティ内で相談できる人がいる人が少なくなっていることから、孤立化を防ぐことは急務です。特に、父子世帯は地域で孤立しやすく、地域でも、積極的に声かけをするなどの対応が望まれます。ひとつの相談窓口で解決することが難しい場合など、関係機関での情報共有や意見交換が適確に行われるよう、連携協力体制の強化が必要です。
- 女性は男性よりも平均的に長寿であるため、高齢者施策の影響は女性の方が強く受けます。また、女性であることに加え、障がいがあることなど、複合的な困難を抱えている場合もあり、さまざまな困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせる環境を整備することが必要です。

※ グローバル化・・・グローバリゼーション (globalization) のことで、社会的あるいは経済的な連関が、国家や地域などの境界を超えて、地球規模に拡大してさまざまな変化を巻き起こす現象。

めざす方向

貧困や社会的孤立等，複雑・多様化する課題を解決し，安心して暮らせる社会を構築するため，行政や関係団体が密接に連携し，総合的な支援を行うとともに，相談体制を整備します。

【評価指標】

評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H32)
町内会をはじめコミュニティの中で，困っているときに相談したり助けてもらえる人がいると思っている人の割合	45.2%	63%
身近で相談できる人がいると思っている高齢者の割合	77.7%	86%
現在の収入で安心して暮らしていると答えた高齢者の割合	23.4%	47%

施策の方向

⑳ 複合的な困難を抱える人への支援

経済状況の変化や少子高齢化などに伴い，個々の抱える問題が多様化してきている中，生活上のさまざまな困難を解消すべく，行政や民間団体等が連携し，福祉等の諸施策について，情報の提供や総合的な支援を行います。

施策	施策の内容	所管
生活相談への積極的対応	生活困難に関するさまざまな相談に対して，相談者と行政の各部署，民間団体等が連携し，解決・支援を図る。 ・生活困窮者自立相談支援	福祉援護課
民生委員・児童委員活動の充実	担当地区の民生委員・児童委員が生活相談や助言，福祉サービスの情報提供や援助を行う。	福祉援護課

⑫ 高齢者や障がい者等の自立支援

高齢者や障がい者、そしてその家族が、住み慣れた地域社会のなかで、安心して暮らし続けていくために、在宅生活の支援や身体状況に応じた施策の充実など、きめ細やかな福祉サービスを提供します。

また、高齢者や障がい者等が社会から孤立することがなく、活動的な生活を営めるよう、外出の機会を提供します。

施策	施策の内容	所管
高齢者への生活支援	高齢者が住み慣れた地域の中で自立した生活を営んでいくために、高齢者への生活支援を行う。 ・給食サービス事業	健康長寿課
	住宅に困窮する高齢者や障がい者世帯に対し、市営住宅入居の支援を行う。また、高齢者が安心して自立した生活を営むことができるよう、高齢者向けの優良な賃貸住宅の供給を促進する。	住宅課
高齢者の孤立防止と活動支援	高齢者の閉じこもりを防ぎ、外出の機会を確保するとともに、高齢者が活動的な生活を営めるように気軽に集える機会の拡充を図る。 ・老人福祉センター、憩の家の活用 ・ふれあいサロン事業 ・老人クラブ活動助成事業	健康長寿課
高齢者の日常生活の支援	高齢者が居宅において安心して暮らすことができるよう、日常生活用具の給付等のきめ細かなサービスを提供する。 ・緊急通報装置設置事業 ・日常生活用具給付事業	健康長寿課
認知症高齢者を支える地域づくり	認知症サポーターの養成に努め、理解を深めてもらうことにより、地域の見守り支援体制の強化を図る。	健康長寿課 (地域包括ケア推進室)
障がい者の日常生活の支援	障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、ヘルパーの派遣、手話通訳の派遣、補装具の給付、相談支援等のサービスを提供する。	障がい福祉課
権利擁護等の充実	高齢者や障がい者の権利擁護に関する支援を行う。(成年後見制度の利用等)	福祉援護課

②⑥ ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭等が自立できるよう、生活支援、就業支援、経済的支援等、きめ細やかな福祉サービスを提供します。

施策	施策の内容	所管
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭で18歳到達後最初の3月31日までの児童（心身に障がいのある場合は20歳未満）を監護している親又は養育者に手当を支給する。	子育て支援課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金制度 自立支援教育訓練給付金制度	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就労に有利な特定の資格を取得するため養成機関で修業する場合や就労を目的とした教育訓練講座を受講する場合に、給付金を支給する。	子育て支援課
母子・父子自立支援員の設置	ひとり親家庭の相談や母子父子寡婦福祉資金の貸付相談などを受ける。	子育て支援課
生活の支援	住居に困っている母子家庭が安心して生活できるように母子自立支援施設へ入居させ、自立促進のための生活支援を実施する。	子育て支援課 子ども相談センター
	住宅に困窮するひとり親家庭に対し、市営住宅入居の支援を行う。	住宅課
就学の支援	経済的な理由により、就学が困難な高校生、大学生等に対し、奨学金制度を実施する。	学事課
	経済的な理由により、小・中学校に通う子どもの就学援助を希望する保護者に対し、学用品や給食などの経費の一部援助を行う。	
学習の支援	家庭の経済状況により、中学生を対象に高校進学に向けた学習支援、進路相談、生活相談を行う。	福祉援護課
スクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の充実	困難を抱える家庭が安心して生活できるよう、スクールソーシャルワーカーの派遣を県に依頼し、学校生活上のことや家庭のこと等の保護者や児童生徒の相談に応じる。	指導課

【 市民の取組 】

- 不安に思うことがあれば、相談できる人や、いろいろな相談窓口へ相談しましょう。
- 地域の子育てサークルや集いに参加して仲間づくりをしましょう。
- 支援が必要なときは、お願いできる人に遠慮せずに頼みましょう。
- 支援制度についての情報を集めましょう。

【 地域の取組 】

- 日頃から、あたたかく見守り、声をかけあいましょう。
- 日常生活の支援が必要なときは、協力しあいましょう。
- 相談にのってあげたり、相談窓口等の情報を提供しましょう。
- ふれあいサロンなどの地域で集える場を増やしましょう。

【 事業所の取組 】

- ひとり親家庭での子育てや介護の大変さを理解し、労働時間の配慮や休暇のとりやすい環境づくりに努めましょう。
- 生活困難を理解し、労働時間の配慮や休暇のとりやすい環境づくりに努めましょう。
- ひとり親家庭での子育てや、介護などを行う従業員を支援する制度を充実させましょう。

基本目標Ⅳ 男女間のあらゆる暴力を防止する社会を創る (DV防止計画)

重点目標9 男女間のあらゆる暴力の根絶と被害者支援

現状と課題

男女間における暴力、性犯罪、売買春、デートDV^{※1}、ストーカー行為等の問題は、その人の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。その中でもDV^{※2}については、DV防止法の制定や国、県での基本計画でも最重要課題のひとつとして取り上げられていることから、正しい知識の普及が今後も必要であり、「どのような暴力も絶対に許さない」という機運の醸成が求められます。

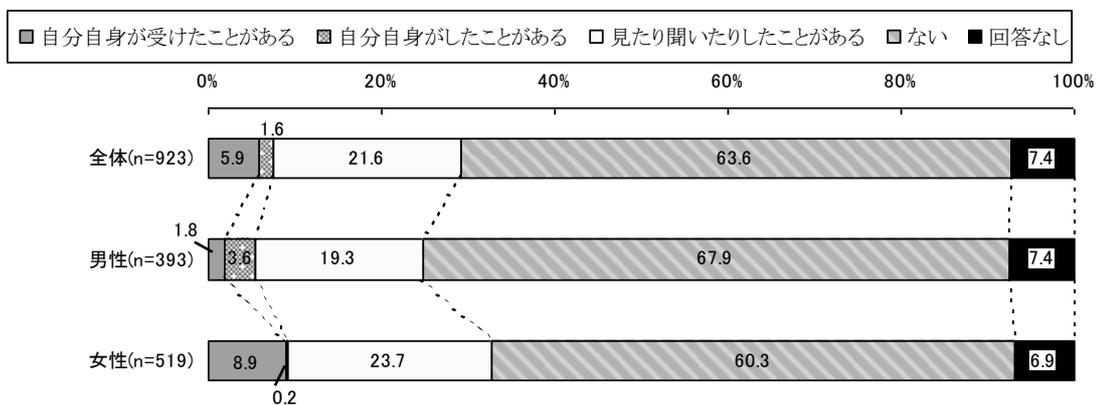
- 市民アンケートでは、8.9%の女性が「暴力を受けたことがある」と答えています。そのうち、暴力の程度については、「命の危険を感じるくらいの暴力」を受けた女性が19.5%、「医師の治療が必要なくらいの暴力」を受けた女性が28.2%となっており、暴力を受けたことのある女性の4人に1人が、命や身体に影響を及ぼすような暴力を受けているという深刻な状況があります。
- DVの相談状況では、暴力を受けたことのある女性のうち、「相談した」は約半数ですが、「自分さえ我慢すれば、家庭は壊れないと思った」「子どものために我慢した」という理由で「相談しなかった」と答えた女性も半数を占めています。相談機関の周知や情報提供の充実を図るとともに関係機関が有機的に連携し、安心して相談できる体制づくりを進めることが重要です。また、相談を受ける際は、DVを受けた人の安全と安心が保障されるよう、情報管理の徹底に努めることが必要です。

※1 デートDV・・・恋人同士での身体、言葉、態度による暴力。

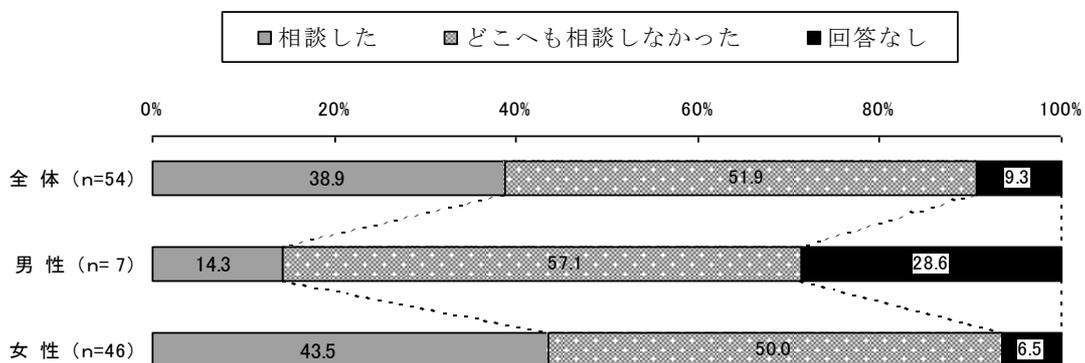
※2 DV・・・DV「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」のこと。その形態は身体的暴力（なぐる・蹴るといった行為）の他に、心理的暴力（大声で怒鳴る、何を言っても無視するなどの行為）、経済的暴力（生活費を渡さないなど経済力を奪う行為）、性的暴力（性的行為を強要する、避妊に協力しないなどの行為）、社会的隔離暴力（交友関係やメールの内容などを監視する、外出を禁止するなどの社会的に隔離する行為）など広範にわたる。（ドメスティック・バイオレンス）

- DV被害者の支援では、経済的な問題など複合的な支援を要するケースもあり、解決には多面的に支援する必要があります。ひとつの相談窓口で解決することが難しい場合など、関係機関での情報共有や意見交換が適確に行われるよう、民間NPO等を含めた連携協力体制の強化が必要です。
- 性暴力は、女性に向けられることが多く、また、未成年者が被害者となる場合もあり、その被害は潜在化、深刻化しやすい状況にあります。被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、広報や啓発活動を実施することが重要です。

○ 最近、ドメスティック・バイオレンスが社会的な問題になっていますが、あなたの身近にこのような暴力がありますか。次の中から1つ選んでください。



○ 「(暴力を)自分自身が受けたことがある」と答えた人におたずねします。誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。当てはまるものを選んでください。



めざす方向

市民一人ひとりがDV、性犯罪、売買春等は重大な人権侵害であるとの認識をもち、男女間のあらゆる暴力の根絶をめざします。

被害者が、安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるよう総合的な支援体制を整備します。

【評価指標】

評価指標	基準値 (H26)	目標値 (H32)
「DVを受けたことがある」と答えた人（女性）の割合	8.9%	7%
DV被害者で、相談したことがある人のうち、公の相談窓口へ相談したと答えた人	32.1% (28人中9人)	40%
DVに関する相談窓口を知っている市民の割合	—	アンケート 実施後設定

施策の方向

⑳ DVを防止する啓発の推進

関係機関と連携し、DVは児童虐待も含む重大な人権侵害であるという認識を高め、正しい知識を理解するための教育、広報や啓発活動を広範に進めます。

施策	施策の内容	所管
発生防止及び抑制に向けた取組の推進	男女平等観が形成される人権教育を推進する。	保育・幼稚園課 人権教育推進室 指導課
	パンフレットやリーフレット等による周知と人権啓発広報紙、報道機関等による人権尊重の意識啓発を行う。 イベントや講座等による啓発を行う。	男女共同参画課
若者及びその保護者に対する教育・啓発の推進	男女ともに、自分の性を大切に、また、相手を尊重するように、学校においても、発達段階に応じてデートDVについて学習する時間を設けるなど、自分のこととして考える機会となるよう啓発に努める。また、デートDV被害者が最初に相談する相手として、親しい友人や保護者を選んでいる傾向もあり、若者やその保護者にパンフレット等の配布を行うなど、普及啓発を推進し、デートDVの防止に努める。	人権教育推進室 指導課 青少年育成センター 男女共同参画課

⑳ 被害者の早期発見と相談体制の充実

DV等の被害者が安心して相談できる相談窓口の充実を図るとともに、対応する職員の資質の向上に努めます。

施策	施策の内容	所管
被害者の早期発見	「民生委員・児童委員協議会」に、早期発見や通報などの働きかけを行う。	福祉援護課 男女共同参画課
被害者相談の実施	DV被害者からの相談を受けるとともに、必要な助言、情報提供を行う。	生活安全課 子ども相談センター 青少年育成センター 男女共同参画課 男女共同参画推進センター
相談体制の充実	相談員の資質向上等、配偶者暴力相談支援センターとしての機能の充実を図る。	子ども相談センター 男女共同参画課 男女共同参画推進センター
	外国人、障がい者などが相談しやすい相談体制を整備する。	障がい福祉課 国際課
	窓口案内等や外国語・点字による情報提供を行う。	障がい福祉課 国際課
地域の健全育成活動及び情報収集	中学校区ごとに委嘱している少年補導委員による地域の健全育成活動及び情報収集を行う。	青少年育成センター
防犯・安全対策の強化	岡山県警察不審者情報を元に、青色パトロールカーで周辺を重点的に巡回するとともに、警察など関係機関からの情報収集を行う。	生活安全課 青少年育成センター

⑳ 被害者の安全確保と自立支援

関係機関と連携して、緊急時における被害者の安全の確保から自立まで一体となった支援を行います。

施策	施策の内容	所管
被害者の安全確保	緊急時の安全な避難場所を提供する。	男女共同参画課
	安全確保のため、県・他市町村と連携する。	子ども相談センター 男女共同参画課
	同伴家族である子どもへの支援を行う。	子ども相談センター 保育・幼稚園課 健康づくり課 指導課
	介護等が必要な高齢者を同伴している場合の支援を行う。	福祉援護課 介護保険課
被害者の自立を支援する環境整備	住宅に困窮する被害者に対し、市営住宅入居の支援を行う。公営住宅入居の支援を行う。	住宅課
	民間賃貸住宅への入居支援を行う。	生活福祉課
	就職のための情報提供、技能・資格を身につけるなどの就業支援講座を開催する。	商工課 労働政策課 男女共同参画推進センター
	事業所等に雇用への協力を働きかけ、被害者に就業に関する情報提供を行う。	商工課 労働政策課 男女共同参画推進センター
	各種保健福祉制度に関する情報提供を行う。	福祉援護課 障がい福祉課 子ども相談センター
	医療機関との連携による被害者の心の支援を行う。	健康づくり課
	住民基本台帳事務におけるDV・ストーカー行為・児童虐待等の被害者の保護のための支援を行う。	市民課
	同伴児童について、教育・保育関係者へ周知する。	保育・幼稚園課 指導課

③⑩ 関係機関との連携強化と民間団体等との協働

被害者支援について、関係機関と協議調整を行い適切な役割分担と連携を図ります。また、民間支援団体と連携・協働し、民間支援団体がその特性を活かして継続的に活動できるよう積極的に協力します。

施策	施策の内容	所管
関係機関との連携強化と民間団体との協働	<ul style="list-style-type: none">・DV対策会議の設置・庁内連絡会における連携強化 児童虐待については児童相談所と連携・関係機関相互の情報交換・ケース検討会議・行政と民間支援団体との連携の強化	男女共同参画課 男女共同参画推進センター

【 市民の取組 】

- お互いの人権を尊重し、相手を思いやる心を持ちましょう。
- あらゆる暴力を絶対にしない、許さない意識を持ちましょう。
- DV, 性犯罪, デートDVなどについて正しい認識を持ちましょう。

【 地域の取組 】

- 配偶者から暴力を受けている人を発見したら、配偶者暴力相談支援センター、警察に通報しましょう。
- あらゆる暴力を絶対にしない、許さない意識を持ちましょう。
- 通学路や公園等における防犯・安全対策を強化しましょう。

【 事業所の取組 】

- DVIに関する意識啓発や研修会を実施しましょう。
- 社員や顧客に被害が疑われる場合、相談窓口等を紹介できるようにしましょう。

第5章

計画の推進と推進体制の整備

本計画は、男女共同参画に関する施策を総合的に体系化したものであり、内容が広範・多岐にわたっています。これは、男女共同参画が市民生活のあらゆる分野にかかわっており、社会全般に広く存在しているということを意味するものです。したがって、この計画を着実に推進していくためには、部局間の連携・協力のもとに、全庁的な取組が必要であり、男女共同参画推進のための庁内組織の強化・充実を図る必要があります。

また、男女共同参画推進センターについては、男女共同参画社会をめざす拠点施設としての機能を充実させることが重要です。

さらに、本計画の推進を着実なものにするためには、より一層、市民・地域・事業所の理解と協力のもとに計画を推進していくとともに、国・県・他都市との連携を深め、協力し合うことが必要です。

1 プランの進行管理と評価の実施

効果的なプランの推進を図るため、実施される施策、事業に対しては客観的な評価分析を行うものとし、重点目標ごとに設定した数値指標により、男女共同参画社会の達成状況を評価します。評価結果については、「倉敷市人権施策推進本部」と「倉敷市人権施策推進会議」で協議し、男女共同参画審議会において評価、審議を行い、次年度の施策の推進へ生かします。

男女共同参画に関する苦情・相談に対しては、相談窓口や苦情処理体制において対応します。

2 庁内推進体制の充実

男女共同参画の推進は、行政のあらゆる分野に関わっています。本計画では特に関わりの深い取組を掲載していますが、すべての職員が男女共同参画の視点をもって業務を遂行することが重要となります。

全庁をあげて男女共同参画を推進するため、「倉敷市人権施策推進本部」と「倉敷市人権施策推進会議」を開催し、推進する上での問題や改善すべき点等を共有することで庁内推進体制の充実を図ります。

また、市職員一人ひとりに対しては、男女共同参画に関する研修や男女共同参画施策を全庁的に推進する中で理解の浸透を図ります。

3 市民、事業者等との連携の推進

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりがその意義を十分に理解し、他人事ではなく自らのこととして取り組むとともに、事業者等の主体的な参画が必要です。

本市では、「倉敷市男女共同参画条例」に基づき、市、市民、事業者等がそれぞれの役割を担い、男女共同参画を推進します。また、市は市民や事業者等との連携を進め、事業を協働で実施したり、市民や事業者が実施する男女共同参画に関する事業には積極的に協力するなど、協働による男女共同参画を推進します。

市民活動団体等の地域資源を活用するとともに、男女共同参画を推進する団体や人材の育成を継続することにより、持続性のある取組を可能にする環境づくりを行います。

4 国，県，他都市との連携及び協力

本プランの効果的な推進を図るため，国，県，他都市との連携や交流を図ることで男女共同参画に関する情報収集に努め，施策の推進へ生かします。

また，国，県及びその他関係機関に対して，プランの推進上，必要な事項についての要請を行います。

5 男女共同参画推進センターの充実

市民や団体・グループが主体的に男女共同参画の推進活動を展開する場を提供するとともに，男女平等・共同参画，DVなどのあらゆる悩みに対応できる総合的な相談業務，情報の収集・提供，学習や交流機会の提供などの事業を充実し，男女共同参画社会の実現をめざす拠点施設としての機能の充実・強化を図ります。

また，男女共同参画推進センター登録団体の増加を図り，活動を支援するとともに，代表者会議を開催し，意見を施策やセンターの運営に反映します。